

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年4月28日
【発行者名】	D I A Mアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西 恵正
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
【事務連絡者氏名】	上野 圭子
【電話番号】	03-3287-3110
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジあり> 米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジなし> 米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジあり>
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	> 5,000億円を上限とします。 米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジなし> > 5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジあり>

米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジなし>

（以上を総称して「米国株式リスクコントロール戦略ファンド」または「ファンド」という場合、あるいは個別に「各ファンド」という場合があります。また、「米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジあり>」は「<為替ヘッジあり>」、「米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジなし>」は「<為替ヘッジなし>」という場合があります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）

信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関等（後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含めます。）をいいます。以下同じ。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるD I A Mアセットマネジメント株式会社（以下、「委託会社」または「D I A M」（ダイヤモンド）といいません。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、5,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

お申込日の翌営業日の基準価額 とします。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

<基準価額の照会方法等>

基準価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

各ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

- ・計算日翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の欄をご参照ください。

（ファンドの略称 <為替ヘッジあり>：米株戦略為有、<為替ヘッジなし>：米株戦略為無）

（５）【申込手数料】

お申込日の翌営業日の基準価額に、3.24%（税抜3.00%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、お申込手数料はかかりません。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（６）【申込単位】

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金自動けいぞく投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合には、1口単位となります。

当初元本は1口当たり1円です。

（７）【申込期間】

継続申込期間：平成28年4月29日から平成29年5月1日まで

取得またはスイッチングの申込日が、ニューヨーク証券取引所、またはロンドン証券取引所の休業日に該当する日（以下、「海外休業日」という場合があります。）には、取得またはスイッチングのお申込みの受付を行いません。

継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

ファンドのお申込みにかかる取扱い等は販売会社が行っております。

販売会社は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

（９）【払込期日】

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

取得申込者は、販売会社の定める方法により、販売会社に買付代金を支払うものとします。

払込取扱場所についてご不明な点は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

（ 1 1 ）【振替機関に関する事項】

振替機関は以下の通りです。

・株式会社証券保管振替機構

（ 1 2 ）【その他】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

ファンドでは、収益の分配がなされた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と収益分配金を無手数料で再投資する「分配金自動けいぞく投資コース」があり、「分配金自動けいぞく投資コース」を取得申込者が選択した場合、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがい分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

ただし、海外休業日には取得またはスイッチングのお申込みの受付は行いません。委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付を中止することおよびすでに受付けた取得のお申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付を取り消すことができるものとします。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。委託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

<スイッチング>

<為替ヘッジあり> <為替ヘッジなし> の2つのファンド間でスイッチングを行うことができます。スイッチングとは、すでに保有しているファンドを解約すると同時に他のファンドの取得の申込みを行うことをいい、ファンドの解約代金が買付代金に充当されます。

スイッチングの際には、解約時の費用（信託財産留保額）がかかるほか、税金および各販売会社が定めるお申込手数料がかかる場合があります。

販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。くわしくは販売会社にお問い合わせ下さい。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

各ファンドは、外国投資信託への投資を通じて、値上がり期待される株式を買い建て、値下がり予想される株式を売り建てることで、株式市場の動きに左右されにくい収益の獲得をめざし、信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

各ファンドは、それぞれ以下の外国投資信託と「D I A Mマネーマザーファンド」を投資対象とする「ファンド・オブ・ファンズ方式」で運用します。

各ファンドの名称	投資対象となる外国投資信託
<為替ヘッジあり>	ニューバーガー・バーマン USロング・ショート・エクイティ・ファンド 円建て 分配なし 為替ヘッジありクラス
<為替ヘッジなし>	ニューバーガー・バーマン USロング・ショート・エクイティ・ファンド 円建て 分配なし 為替ヘッジなしクラス

各ファンドの信託金限度額は、各々5,000億円とします。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>



1 主として米国株式に実質的な投資を行い、信託財産の成長をめざします。

- 外国投資信託への投資を通じて、値上がり期待される株式を買い建て、値下がり予想される株式を売り建てることで、株式市場の動きに左右されにくい収益の獲得をめざします。加えて、米ドル建て社債(ハイールド債を含みます。)等への投資を行うことができます。
- 米国株式および債券等への投資は、円建て外国投資信託「ニューバーガー・バーマン USロング・ショート・エクイティ・ファンド」を通じて行い、この運用は、ニューバーガー・バーマン・エルエルシー(以下、「ニューバーガー・バーマン」といいます。)が行います。



2 株式市場環境に応じて機動的に株式・債券等の実質組入比率を変更し、リスクの低減を図ります。

- 株式市場の下落リスクが高いと判断した場合には、株価指数先物等を活用することにより株式・債券等の実質組入比率を引き下げ、基準価額の下落を抑制することをめざします。
- 株式・債券等の実質組入比率(買い建てー売り建て)の変更は、通常時で+25%から+90%の範囲で行います。また、相場が大きく変動した局面などの市況動向等によっては、-20%から+150%の範囲で行う場合があります。



3 <為替ヘッジあり>と<為替ヘッジなし>から、お客さまの投資ニーズに合わせて選択できます。なお、<為替ヘッジあり>と<為替ヘッジなし>の間でスイッチングが可能です。

<為替ヘッジあり>

- 原則として対円での為替フルヘッジを行い、為替変動リスクの低減をめざします。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

<為替ヘッジなし>

- 原則として対円での為替ヘッジを行いません。このため、基準価額は為替変動の影響を受けます。

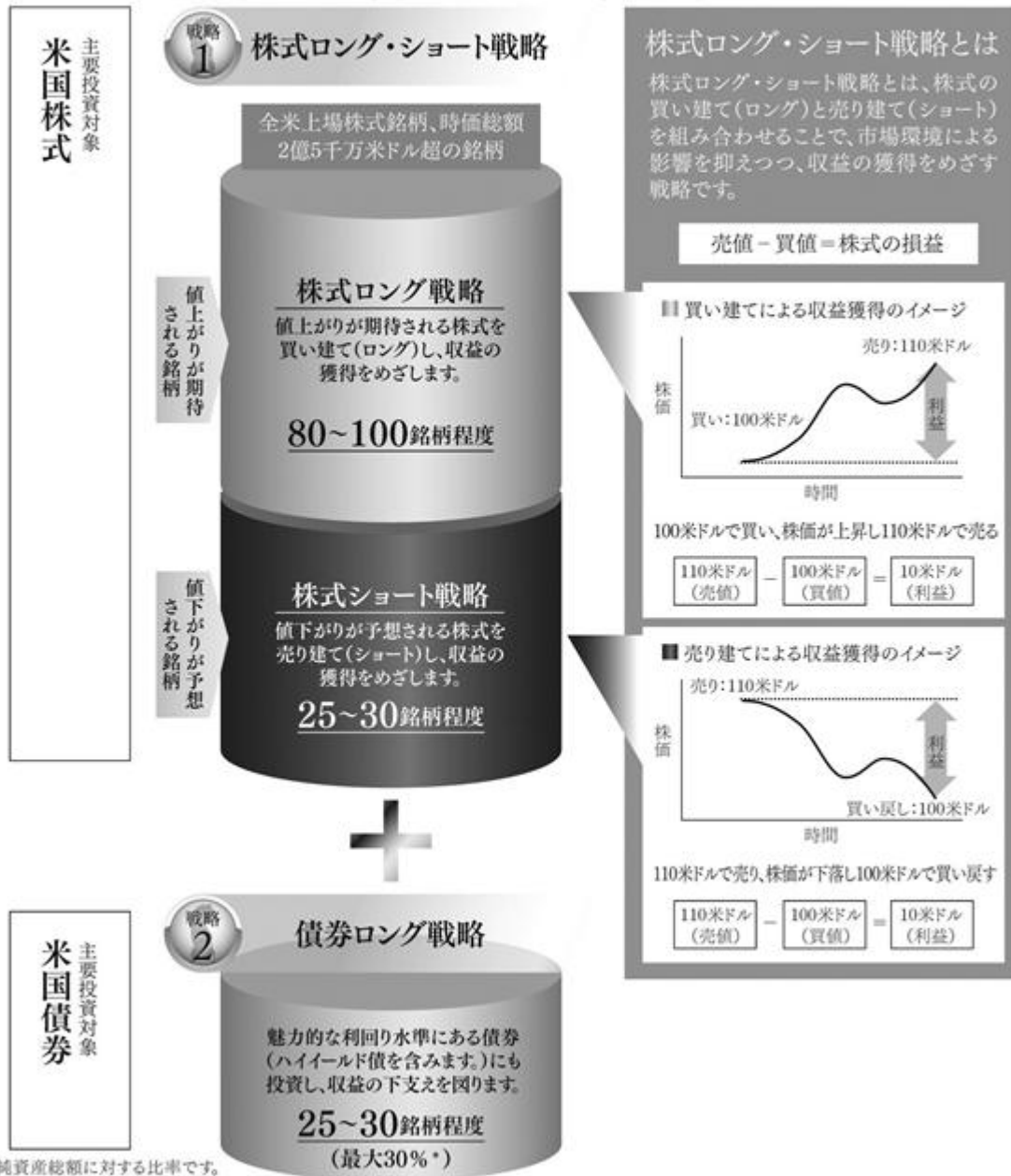
※販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。

スイッチング時には、ご換金時の費用(信託財産留保額)がかかるほか、税金および各販売会社が定める購入時手数料がかかる場合があります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

外国投資信託「ニューバーガー・バーマン USロング・ショート・エクイティ・ファンド」における 株式ロング・ショート戦略(戦略①)と債券ロング戦略(戦略②)

米国株式を主要投資対象とし、値上がり期待される銘柄を買い建て(ロング)し、値下がり予想される銘柄を売り建て(ショート)することで、買い建てと売り建ての双方から、収益の積み上げを行い、どのような市場環境においても、収益の獲得をめざします。加えて、利回りの魅力的な債券にも投資することで、収益の下支えを図ります。

主な収益源(米ドルベース)と運用プロセス



*純資産総額に対する比率です。

※2016年1月末時点

※上記は、ファンドが投資対象とする外国投資信託の運用プロセスです。

※上記は委託会社が信頼できると判断した情報に基づき作成しておりますが、情報の完全性、正確性を保証するものではありません。

※上記の内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

外国投資信託「ニューバーガー・バーマン USロング・ショート・エクイティ・ファンド」における リスクコントロール戦略(戦略③)

米国株式市場の下落リスクが高いと判断した場合には、株価指数先物等を活用して、実質的な株式・債券等の組入比率を引き下げたり、実質的な業種別配分等を調整したりすることで、基準価額の下落を抑制することをめざします。

戦略
3

リスクコントロール戦略

～米国株式市場の大幅な下落時にもリスクを回避～

米国株式市場における市場変動リスクを抑制するために、株価指数先物やETF(上場投資信託)等の売り建て(ショート)を行い、米国株式・債券等への実質的な投資比率(ネット・ポジション)を調整します。

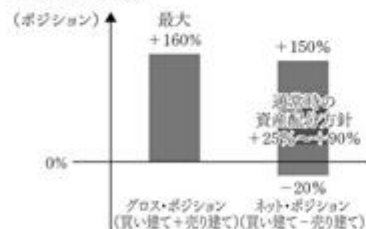
実質的な投資比率(ネット・ポジション)

米国株式・債券等の実質的な投資比率(ネット・ポジション)は、通常時で+25%～+90%の間で変更を行う方針です。また、相場が大きく変動した局面では、-20%～+150%の間で変更が可能です。



運用ガイドライン

米国株式・債券等の実質的な投資比率(ネット・ポジション)を-20%～+150%の間で変更が可能です。また、米国株式および債券等の総取引量の純資産総額に対する比率(グロス・ポジション)を最大+160%とします。



通常時の資産配分方針	
ネット・ポジション (買い建て-売り建て)	+25%～+90%
運用ガイドライン	
グロス・ポジション (買い建て+売り建て)	最大+160%
ネット・ポジション (買い建て-売り建て)	-20%～+150%

※上記ポジションには債券ロング(最大+30%)が含まれます。

※上記は、ファンドが投資対象とする外国投資信託の内容です。

ご参考

グロス・ポジション、ネット・ポジションとは

グロス・ポジション(総取引量の純資産総額に対する比率)

買い建て(ロング) + 売り建て(ショート)

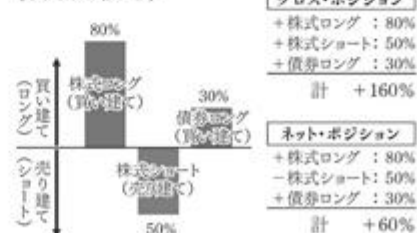
グロス・ポジションとは、買い建てと売り建ての合計をいいます。純資産総額に対してどの程度の総取引量を保有しているか(レバレッジをかけているか)の目安になります。

ネット・ポジション(実質的な投資比率)

買い建て(ロング) - 売り建て(ショート)

ネット・ポジションとは、買い建てと売り建ての差分をいいます。純資産総額に対して実質的にどの程度株式や債券に投資をしているかの目安になります。

(ポジションイメージ)



※上記は委託会社が信頼できると判断した情報に基づき作成しておりますが、情報の完全性、正確性を保証するものではありません。

※上記の内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

商品分類表

各ファンド

単位型投信 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
追加型投信	内外	不動産投信	特殊型（ロング・ ショート型）
		その他資産 ()	
		資産複合	

(注) 各ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類定義

単位型投信・追加型投信

「追加型投信」とは一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

投資対象地域

「海外」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資対象資産

「資産複合」とは目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

補足分類

「特殊型」とは目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

属性区分表

<為替ヘッジあり>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル () 日本			ブル・ベア型
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)	条件付運用型
不動産投信 その他資産 (投資信託証券(資 産複合(株式、債 券)資産配分変更 型))	日々 その他 ()	中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・オ ブ・ファンズ	なし	ロング・ショ ート型 その他 ()
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型					

<為替ヘッジなし>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回	グローバル () 日本			ブル・ベア型
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリー ファンド	あり ()	条件付運用型
不動産投信 その他資産 (投資信託証券(資 産複合(株式、債 券)資産配分変更 型))	日々 その他 ()	中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・オ ブ・ファンズ	なし	ロング・ショール ト型 その他 ()
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型					

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 各ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分定義

投資対象資産

「その他資産(投資信託証券(資産複合(株式、債券)資産配分変更型))」とは目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として複数の資産(株式、債券)を実質的な投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。

(注) 商品分類表の投資対象資産は資産複合に分類され、属性区分表の投資対象資産はその他資産(投資信託証券(資産複合(株式、債券)資産配分変更型))に分類されます。

決算頻度

「年2回」とは目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

投資対象地域

「北米」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資形態

「ファンド・オブ・ファンズ」とは「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジ

<為替ヘッジあり>

「あり（フルヘッジ）」とは目論見書または投資信託約款において、対円での為替のフルヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

<為替ヘッジなし>

「なし」とは目論見書または投資信託約款において、対円での為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

特殊型

「ロング・ショート型」とは目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求をめざす旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求をめざす旨の記載があるものをいいます。

上記の分類は、一般社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。

上記以外の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

（２）【ファンドの沿革】

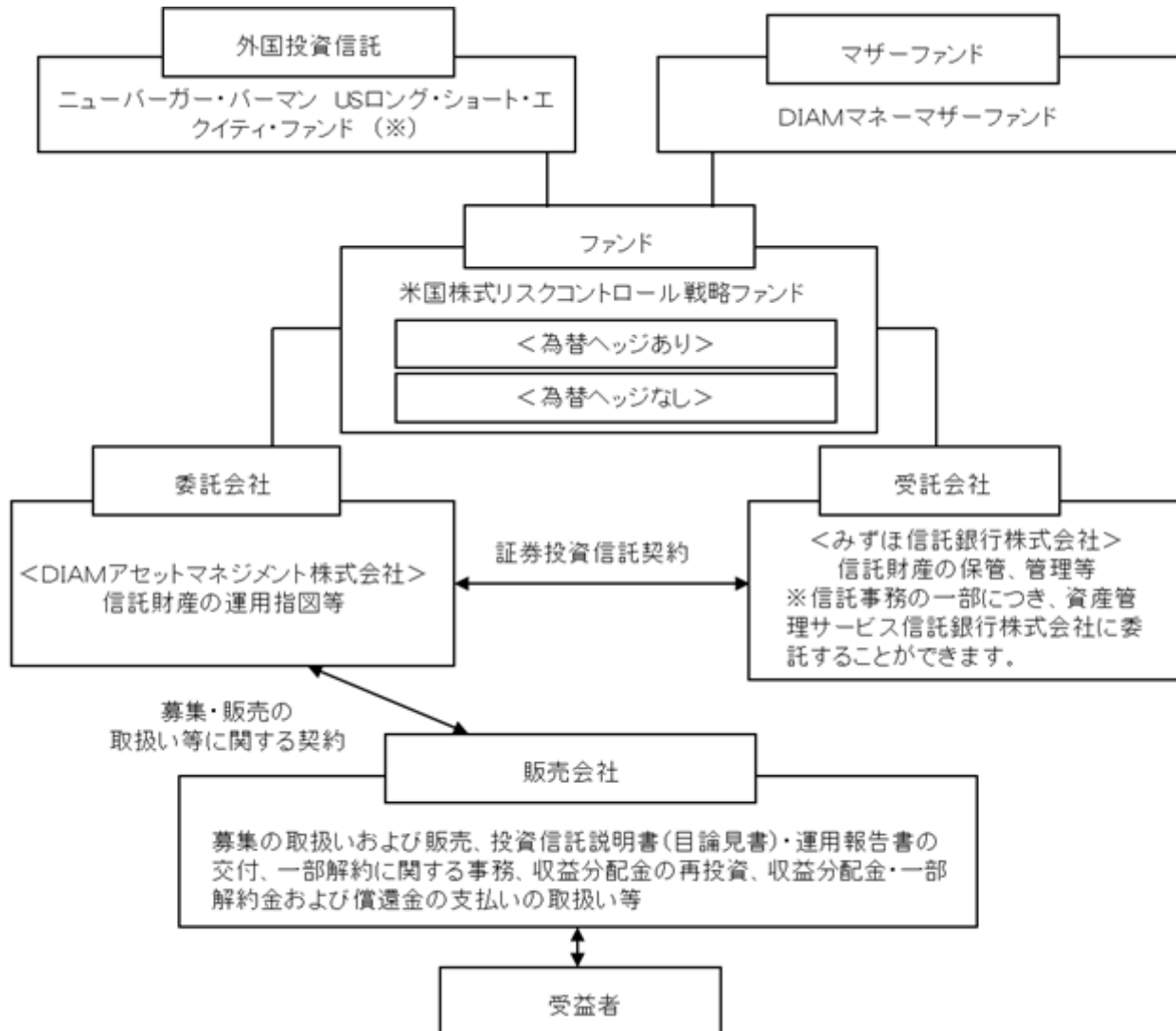
平成27年4月30日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

各ファンド

(注)以下の図表中()については下記の表より各々あてはめてご覧ください。

<為替ヘッジあり>の場合	円建て 分配なし 為替ヘッジありクラス
<為替ヘッジなし>の場合	円建て 分配なし 為替ヘッジなしクラス



・「証券投資信託契約」の概要

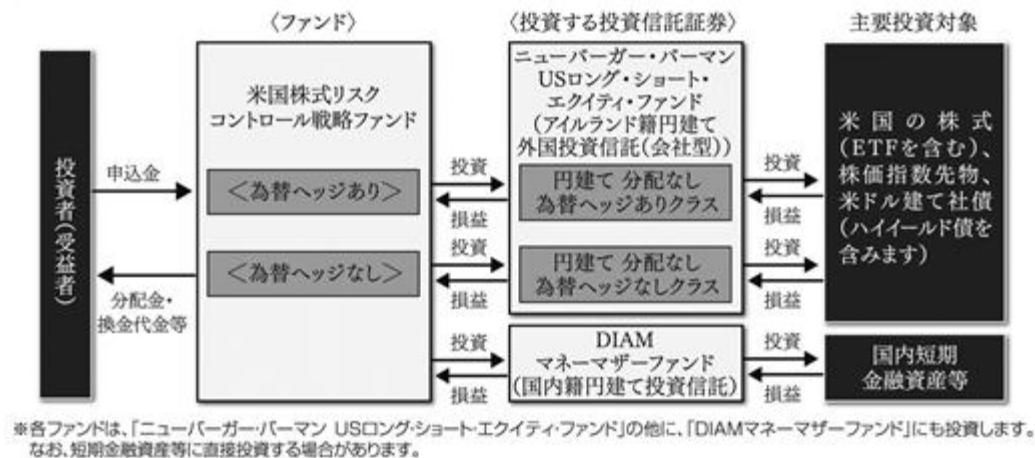
委託会社と受託会社との間においては、各ファンドにかかる証券投資信託契約を締結しております。当該契約の内容は、各ファンドの運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものです。

・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

ファンド・オブ・ファンズ方式とは

各ファンドは、「ファンド・オブ・ファンズ方式」により運用を行います。「ファンド・オブ・ファンズ方式」とは、複数のファンドを投資対象とし、それらを組み合わせて運用する仕組みです。



委託会社の概況

名称：D I A Mアセットマネジメント株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

資本金の額

20億円（平成28年2月29日現在）

委託会社の沿革

日付	概要
昭和60年7月1日	会社設立
平成10年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
平成10年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
平成11年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
平成20年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更

大株主の状況

（平成28年2月29日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	50.0%
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	12,000株	50.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

<基本方針>

外国投資信託への投資を通じて、値上がり期待される株式を買い建て、値下がり予想される株式を売り建てることで、株式市場の動きに左右されにくい収益の獲得をめざし、信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

<投資対象>

主として円建て外国投資信託である「ニューバーガー・バーマン USロング・ショート・エクイティ・ファンド（*）」の投資信託証券へ投資を行います。また、「D I A Mマネーマザーファンド」受益証券への投資も行います。なお、短期金融資産等に直接投資する場合があります。

(注) <投資対象> <投資態度>の（*）は、下記の表より各々あてはめてご覧ください。

<為替ヘッジあり>の場合	円建て 分配なし 為替ヘッジありクラス
<為替ヘッジなし>の場合	円建て 分配なし 為替ヘッジなしクラス

<投資態度>

主として、円建て外国投資信託である「ニューバーガー・バーマン USロング・ショート・エクイティ・ファンド（*）」（以下、「外国投資信託」といいます。）の投資信託証券への投資を通じて、米国株式に実質的な投資を行います。また、「D I A Mマネーマザーファンド」受益証券への投資も行います。

外国投資信託において、実質的に、値上がり期待される株式を買い建て、値下がり予想される株式の売り建てを行います。加えて、利回り向上のため、米ドル建て社債（ハイイールド債を含みます。）等への投資を行うことができます。

株式市場環境に応じ、株価指数先物等を活用することにより機動的に株式・債券等の実質組入比率を変更し、リスクの低減を図ります。

外国投資信託への投資比率は、原則として高位を維持します。

投資対象とする外国投資信託において、実質的な組入外貨建資産は、原則として、<為替ヘッジあり>では対円での為替ヘッジを行い、<為替ヘッジなし>では対円での為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用が出来ない場合があります。

（2）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類（約款第15条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

運用の指図範囲等（約款第16条第1項）

委託会社は、信託金を、主として「ニューバーガー・パーマン USロング・ショート・エクイティ・ファンド（*）」の投資信託証券およびD I A Mアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された証券投資信託である「D I A Mマネーマザーファンド」受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.の証券の性質を有するもの
3. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

(注) (*) は、下記の表より各々あてはめてご覧ください。

<為替ヘッジあり>の場合	円建て 分配なし 為替ヘッジありクラス
<為替ヘッジなし>の場合	円建て 分配なし 為替ヘッジなしクラス

運用の指図範囲等（約款第16条第2項）

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(参考) 各ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

ファンド名	ニューバーガー・パーマン USロング・ショート・エクイティ・ファンド 円建て 分配なし 為替ヘッジありクラス ニューバーガー・パーマン USロング・ショート・エクイティ・ファンド 円建て 分配なし 為替ヘッジなしクラス
形態	アイルランド籍円建て外国投資信託（会社型）
主要投資対象	米国の株式（ETFを含む）、株価指数先物、米ドル建て社債（ハイイールド債を含みます）を主要投資対象とします。

投資態度	<p>主として米国株式に投資を行い、値上がり期待される株式を買い建て、値下がり予想される株式を売り建てること、株式市場の動きに左右されない収益の獲得をめざします。加えて、米ドル建て社債（ハイイールド債を含みます。）等への投資を行う場合があります。</p> <p>投資対象とする株式は、原則として購入時に250百万米ドル以上の時価総額を有する企業の株式とします。</p> <p>株式市場環境に応じて機動的に株式の実質組入比率を変更し、リスクの低減を図ります。</p> <p>組入外貨建資産については、円建て 分配なし 為替ヘッジありクラスでは、原則として米ドル売り円買いによる対円での為替ヘッジを行います。円建て 分配なし 為替ヘッジなしクラスでは、原則として対円での為替ヘッジを行いません。</p>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、単一の発行体が発行する証券への投資は、ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ネットエクスポージャーは、原則としてファンドの純資産総額の - 20% ~ + 150%の範囲とします。 ・債券の投資割合は、ファンドの純資産総額の30%を超えないこととします。 ・原則として、ファンドの純資産総額の10%を超えて借入れを行いません。
主要関係法人	<ul style="list-style-type: none"> ・投資顧問会社：ニューバーガー・バーマン・ヨーロッパ・リミテッド（Neuberger Berman Europe Limited） ・副投資顧問会社：ニューバーガー・バーマン・エルエルシー（Neuberger Berman LLC） ・管理事務代行会社：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービシズ（アイルランド）・リミテッド（Brown Brothers Harriman Fund Administration Services (Ireland) Limited） ・保管銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティ・サービシズ（アイルランド）・リミテッド（Brown Brothers Harriman Trustee Services (Ireland) Limited）
申込手数料	ありません。
信託報酬等	<p>純資産総額に対して年率1.57%程度</p> <p>（注）ただし、当該外国投資信託の信託報酬には、年間最低報酬額が定められている場合があり、純資産総額等によっては年率換算で上記の信託報酬率を上回る場合があります。</p>
その他費用	<p>ファンドに関する租税、組入資産の売買時の売買手数料、信託事務の処理に要する費用、ファンド監査に要する費用、法律関係の費用、資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立にかかる費用はファンドが負担します。</p>

重要な運用方法としてのデリバティブ取引に関する事項

外国投資信託「ニューバーガー・パーマン USロング・ショート・エクイティ・ファンド」においては、投資目的を効率的に達成するために、現物資産への投資の代替手段として株式関連の派生商品（先物取引、オプション取引、スワップ取引、CFD等）に投資を行うことがあります。この場合、ニューバーガー・パーマン・エルエルシーは最良執行を行うに足りると思われる取引の相手方を選定し、取引を行います。

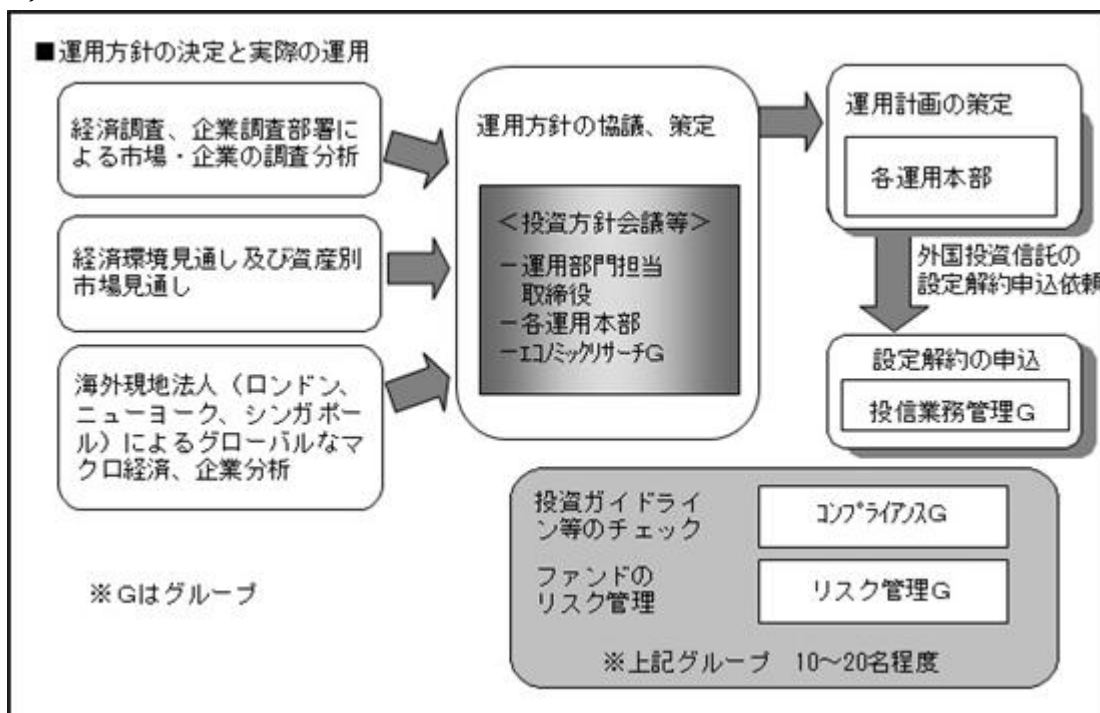


ファンド名	D I A Mマネーマザーファンド
形態	国内籍親投資信託
基本方針	この投資信託は、安定した収益の確保をめざします。
主な投資対象	国内発行体の公社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券ならびにC D、C P、コールローン等の国内短期金融資産を主要投資対象とします。
投資態度	<p>国内の国債、政府保証債、政府機関債、地方債等のほか、取得時において主要格付機関^(*)の長期発行体格付（複数の格付機関が付与している場合は高い方の格付）がA A -格相当以上の社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券、さらに、国内格付機関の短期格付がa-1格相当以上のC D、C Pを主要投資対象とします。</p> <p>(*)主要格付機関とは、R & I、J C R、M o o d y 's、S & Pとします。</p> <p>国債および政府保証債を除き、原則として、ファンドの元本総額に対する1発行体当たりの有価証券の額面総額の割合は5%以内とします。</p> <p>ポートフォリオ全体の修正デュレーションは1年未満を基本として運用します。</p>
運用プロセス	マクロ経済分析を主体としたファンダメンタルズ分析、投資家の需給動向等分析および信用リスク市場の分析等に基づき、短期金利の方向性見通し、セクター別のクレジットスプレッドの拡縮等を予測し、ファンドのデュレーションおよびセクター配分を決定します（トップダウンアプローチ）。

主な投資制限	<p>株式への投資割合は、純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>外貨建て資産への投資は行いません。</p>
申込手数料	ありません。
信託報酬	ありません。
運用会社 (委託会社)	D I A Mアセットマネジメント株式会社

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3) 【運用体制】



経済環境見通し、資産別市場見通し、基本投資方針およびファンドの運用方針は、運用部門担当取締役、各運用本部の運用担当者、エコノミックリサーチグループ等で構成される「投資方針会議」にて協議、策定致します。

「投資方針会議」において決定された運用方針をファンドの投資方針に照らし合わせて運用計画を策定します。なお、運用計画の策定は、運用担当者およびアナリスト等の調査活動等から得られた情報も参考にされます。

外国投資信託の設定解約の申込については、投信業務管理グループで行われます。なお、国内債券の発注は、債券運用本部で執行されます。

なお、ファンドの運用等ガイドラインチェックについては、コンプライアンスグループにて行われます。ファンドのリスク管理や分析については、リスク管理グループにて行われます。

マザーファンドを通じたファンドの実質的な運用体制を記載しております。
上記体制は平成28年2月29日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（原則として毎年2月1日、8月1日。休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

(1) 分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2) 分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。

(3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配方式

(1) 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額、監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額、監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時はその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

(2) 上記1. および2. におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(3) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

「分配金自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（３）投資制限）

デリバティブ取引の直接利用は行いません。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（３）投資制限）

外貨建資産への直接投資は行いません。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（３）投資制限）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（３）投資制限）

非株式への実質投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（３）投資制限）

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する実質比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（３）投資制限）

資金の借入れ（約款第24条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

< 基準価額の主な変動要因 >

ファンドの基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券の値動き、為替変動等により影響を受けますが、運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、下記の変動要因により基準価額が下落し、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

ロング・ショート戦略によるリスク

ファンドは、実質的に株式のロング・ショート戦略および債券のロング戦略による運用を行い収益の獲得をめざしますが、当戦略はその目的を達成できない場合があります。ロング（買い建て）した銘柄の価格が下落した場合、もしくはショート（売り建て）した銘柄の価格が上昇した場合は、損失を被り、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

株価変動リスク

ファンドは、実質的に株式に投資をしますので、株式市場の変動により基準価額が上下します。ファンドは株式等の実質組入比率を変更することで、基準価額の下落リスクの低減をめざして運用を行いますが、当手法が効果的に機能しない場合等により、基準価額の下落リスクを低減できない場合や、市場全体の上昇に追随できない場合があります。ファンドは運用に当たって株価指数先物取引等を活用しますが、組入銘柄と先物取引の価格変動率は一致するものではありません。そのため、株式等の実質組入比率を引き上げるために先物取引を売り建てる場合、組入銘柄と先物取引の値動きの差がファンドの収益となる場合がある一方、損失となる場合があります。

金利リスク

一般的に金利が上昇すると債券の価格は下落します。ファンドは、実質的に債券に投資をしますので、金利変動により基準価額が上下します。ハイイールド債に投資する場合、こうした金利変動の影響をより大きく受ける可能性があります。

為替リスク

<為替ヘッジあり> は、実質組入外貨建資産について原則として対円で為替ヘッジを行い為替リスクの低減をめざしますが、為替リスクを完全に排除できるものではなく為替相場の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジには、円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分程度のコストがかかることにご留意ください。

<為替ヘッジなし> は、実質組入外貨建資産について原則として対円で為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。

流動性リスク

ファンドにおいて有価証券等を実質的に売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

信用リスク

ファンドが実質的に投資する株式・債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、株式・債券の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

レバレッジリスク

ファンドは、実質的にファンドの資産総額を上回る額の株価指数先物取引等のデリバティブ取引を行う場合があります。結果として、市場価格の変動による影響が増幅され、通常想定される以上に基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

カウンターパーティーリスク

デリバティブ取引を行う場合には、取引の相手方の倒産等の事態に陥った場合は、取引契約が決済不履行となり、取引の清算の遅延等により、大きな損失を被ることがあります。このような事態が生じた場合には、基準価額が下がる要因となります。

< 分配金に関する留意点 >

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。

分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

< その他の留意点 >

各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付または解約の受付を取り消すことができるものとします。

各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなった場合は、当該各ファンドを繰上償還させます。

各ファンドは、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、当初定められていた信託期間の途中で信託を終了（繰上償還）する場合があります。

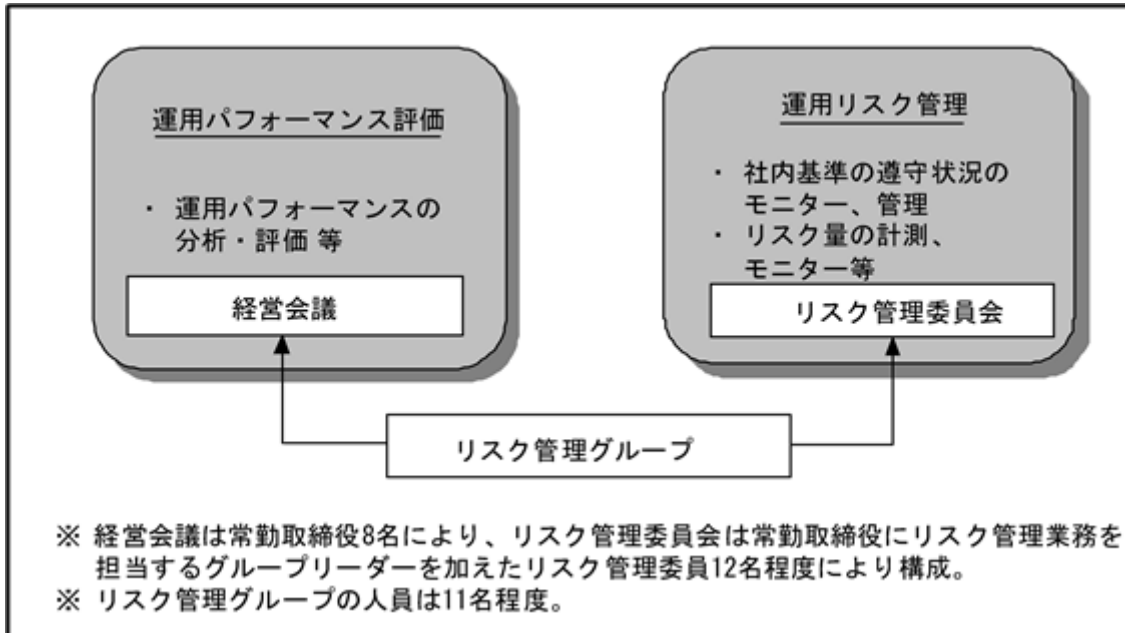
< 為替ヘッジあり > < 為替ヘッジなし > の2つのファンド間でスイッチングを行うことができます。ただし、販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。くわしくは販売会社にお問い合わせください。

注意事項

- ・各ファンドは、投資信託証券などの値動きのある有価証券等（実質的に外貨建資産へ投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。

- ・投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ・投資信託は、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ・投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があり、これによる損失は購入者が負担することとなります。

< 運用評価・運用リスク管理体制 >

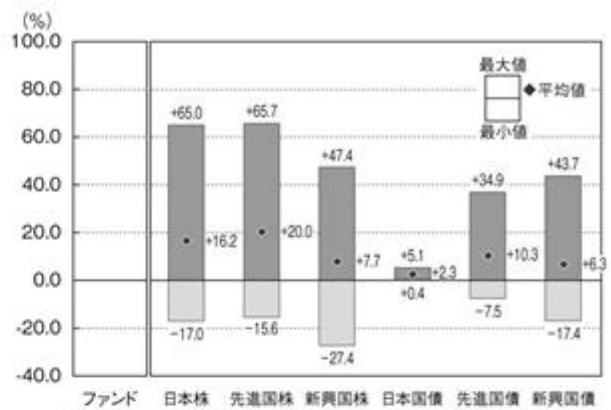


運用パフォーマンス評価は、運用部門から独立したリスク管理グループが月次で対象ファンドについて分析を行い、結果を「経営会議」に報告します。また、「経営会議」において運用パフォーマンス評価方法の協議も行い、適宜見直しを行います。

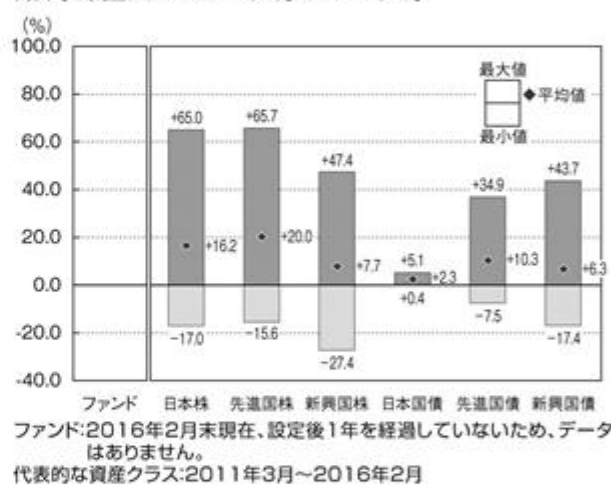
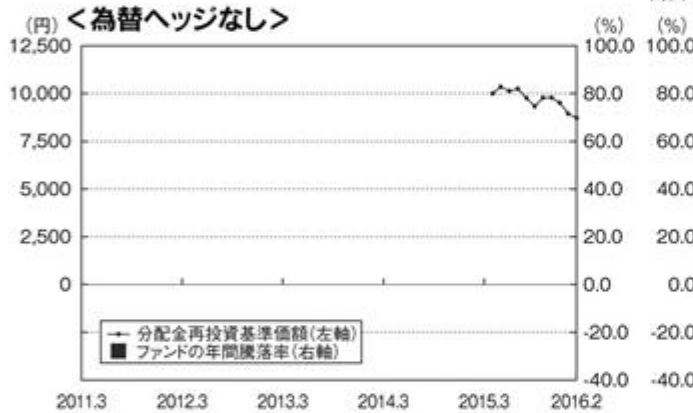
運用リスク管理は、リスク管理グループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行います。また運用リスク管理の結果については月次で「リスク管理委員会」に報告致します。

上記の体制は平成28年2月29日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び
分配金再投資基準価額の推移ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

＜為替ヘッジなし＞



*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*ファンドは2016年2月末現在、設定後1年を経過していないため、年間騰落率はありません。

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

*各資産クラスの指数

日本株……東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株……MSCIコクサイ・インデックス(円ベース、配当込み)
新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円ベース、配当込み)
日本国債……NOMURA-BPI国債
先進国債……シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)
(注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しています。

●「東証株価指数(TOPIX)」は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、株東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、株東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

●「MSCIコクサイ・インデックス」「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に属しており、また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

●「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

●「シティ世界国債インデックス」に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はシティグループ・インデックスLLCに帰属します。

●「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

お申込時に、お申込日の翌営業日の基準価額に3.24%(税抜3.00%)を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、お申込手数料はかかりません。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

お申込手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

各ファンド	ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.1124%(税抜1.03%) 信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率 信託報酬は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。		
	支払先	内訳(税抜)	主な役務
	委託会社	年率0.50%	委託した資金の運用の対価
	販売会社	年率0.50%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社	年率0.03%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
投資対象とする外国投資信託	外国投資信託の純資産総額に対して年率1.57%程度 (注)ただし、当該外国投資信託の信託報酬には、年間最低報酬額が定められている場合があり、純資産総額等によっては年率換算で上記の信託報酬率を上回る場合があります。		
実質的な負担	各ファンドの日々の純資産総額に対して年率2.6824%(税抜2.60%)(概算) 上記は、各ファンドが投資対象とする外国投資信託を高位に組入れた状態を想定しています。		

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

(4) 【その他の手数料等】

・信託財産留保額

解約時に、解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額とします。

・その他の費用

その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用は、受益者の負担とし、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のとき、当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、当該手数料にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

投資対象とする投資信託証券でかかる費用等は、間接的にファンドで負担します。当該費用は以下の通りです。

各ファンドが投資対象とする 投資信託証券	主な費用
ニューバーガー・バーマン USロング・ ショート・エクイティ・ファンド 円建 て 分配なし 為替ヘッジありクラス ニューバーガー・バーマン USロング・ ショート・エクイティ・ファンド 円建 て 分配なし 為替ヘッジなしクラス	信託財産に関する租税、組入資産の売買時の売買手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、法律関係の費用、資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担します。
D I A Mマネーマザーファンド	有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引に係る手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額等

上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

各ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除の適用はありません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

換金（解約）時および償還時

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

損益通算について

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、一定の条件のもとで確定申告等により上場株式等の配当所得ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との通算が可能です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」をご利用の場合

NISAおよびジュニアNISAは、上場株式や公募株式投資信託などにかかる非課税制度です。毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

上記は、平成28年4月1日現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

< 個別元本について >

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権

を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金自動けいぞく投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の〈収益分配金の課税について〉を参照。）

<収益分配金の課税について>

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジあり>

平成28年2月29日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	115,348,746	96.13
内 アイルランド	115,348,746	96.13
親投資信託受益証券	10,004	0.01
内 日本	10,004	0.01
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	4,637,085	3.86
純資産総額	119,995,835	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジなし>

平成28年2月29日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	427,660,112	95.92
内 アイルランド	427,660,112	95.92
親投資信託受益証券	10,004	0.00
内 日本	10,004	0.00
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	18,193,434	4.08
純資産総額	445,863,550	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(参考)

D I A Mマネーマザーファンド

平成28年2月29日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
地方債証券	72,062,251	0.85
内 日本	72,062,251	0.85
特殊債券	5,859,656,800	68.97
内 日本	5,859,656,800	68.97
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	2,564,662,104	30.19
純資産総額	8,496,381,155	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジあり>

平成28年2月29日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率(%) 償還日	投資 比率
1	ニューバーガー・バーマン USロング・ショート・エクイ ティ・ファンド 円建て 分 配なし 為替ヘッジありクラ ス アイルランド	投資証券	122,939	933.75	938.26	-	96.13%
				114,794,292	115,348,746	-	
2	D I A Mマネーマザーファン ド 日本	親投資信託受 益証券	9,909	1.0098	1.0096	-	0.01%
				10,007	10,004	-	

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

平成28年2月29日現在

種類	投資比率
投資証券	96.13%
親投資信託受益証券	0.01%
合計	96.14%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジなし>

平成28年2月29日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率(%) 償還日	投資 比率
1	ニューバーガー・バーマン USロング・ショート・エクイ ティ・ファンド 円建て 分 配なし 為替ヘッジなしクラ ス アイルランド	投資証券	488,760	926.61	874.99	-	95.92%
				452,894,791	427,660,112	-	
2	D I A Mマネーマザーファン ド 日本	親投資信託受 益証券	9,909	1.0098	1.0096	-	0.00%
				10,007	10,004	-	

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

平成28年2月29日現在

種類	投資比率
投資証券	95.92%
親投資信託受益証券	0.00%
合計	95.92%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

（参考）

D I A Mマネーマザーファンド

平成28年2月29日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率(%) 償還日	投資 比率
1	30回政保日本高速道路保 有・債務返済機構 日本	特殊債券	1,000,000,000	103.06 1,030,670,000	101.79 1,017,930,000	1.700000 2017/3/28	11.98%
2	189回 政保預金保険機構 債券 日本	特殊債券	1,000,000,000	100.06 1,000,600,000	100.01 1,000,190,000	0.100000 2016/8/12	11.77%
3	27回政保日本高速道路保 有・債務返済機構 日本	特殊債券	565,000,000	102.37 578,405,100	101.75 574,898,800	1.800000 2017/2/28	6.77%
4	17回政保日本高速道路保 有・債務返済機構 日本	特殊債券	550,000,000	102.37 563,077,000	100.97 555,384,500	2.000000 2016/8/31	6.54%
5	140回政保日本高速道路保 有・債務返済機構 日本	特殊債券	500,000,000	100.35 501,780,000	100.14 500,705,000	0.400000 2016/7/29	5.89%
6	16回政保日本高速道路保 有・債務返済機構 日本	特殊債券	462,000,000	102.06 471,551,160	100.79 465,686,760	2.000000 2016/7/28	5.48%
7	19回政保日本高速道路保 有・債務返済機構 日本	特殊債券	347,000,000	101.97 353,865,680	101.01 350,528,990	1.800000 2016/9/29	4.13%
8	13回 政保日本政策投資銀 行債券 日本	特殊債券	322,000,000	102.09 328,759,220	100.94 325,049,340	2.000000 2016/8/25	3.83%
9	863回 政保公営企業債券 日本	特殊債券	200,000,000	102.21 204,430,000	100.45 200,904,000	2.000000 2016/5/27	2.36%
10	23回政保日本高速道路保 有・債務返済機構 日本	特殊債券	140,000,000	102.66 143,733,800	101.37 141,920,800	1.700000 2016/12/28	1.67%
11	34回政保日本高速道路保 有・債務返済機構 日本	特殊債券	128,000,000	103.04 131,895,080	102.09 130,679,040	1.700000 2017/5/26	1.54%

12	10回 政保東日本高速道路 債券 日本	特殊債券	66,000,000	103.90 68,579,940	102.76 67,822,920	1.500000 2017/12/21	0.80%
13	866回 政保公営企業債券 日本	特殊債券	45,000,000	101.50 45,678,600	100.90 45,406,350	2.000000 2016/8/18	0.53%
14	19回 政保国民生活債券 日本	特殊債券	39,000,000	102.80 40,092,000	101.33 39,519,480	1.700000 2016/12/19	0.47%
15	13回 政保中日本高速道路 債券 日本	特殊債券	33,000,000	103.47 34,148,070	102.06 33,679,800	1.700000 2017/5/19	0.40%
16	865回 政保公営企業債券 日本	特殊債券	31,000,000	102.50 31,775,930	100.74 31,231,570	2.000000 2016/7/20	0.37%
17	6回 政保西日本高速道路債 券 日本	特殊債券	30,000,000	103.29 30,988,500	101.75 30,525,900	1.800000 2017/2/27	0.36%
18	20回政保日本高速道路保 有・債務返済機構 日本	特殊債券	30,000,000	101.69 30,507,900	101.17 30,351,600	1.800000 2016/10/31	0.36%
19	2回 政保西日本高速道路債 券 日本	特殊債券	29,000,000	102.70 29,785,320	101.14 29,331,760	1.800000 2016/10/25	0.35%
20	188回 政保中小企業債券 日本	特殊債券	29,000,000	102.52 29,731,380	100.95 29,276,950	1.800000 2016/9/16	0.34%
21	5回 政保中日本高速道路債 券 日本	特殊債券	29,000,000	101.04 29,301,600	100.42 29,122,090	2.000000 2016/5/20	0.34%
22	8回 政保日本高速道路保 有・債務返済機構 日本	特殊債券	28,000,000	101.49 28,418,040	100.09 28,025,760	1.600000 2016/3/24	0.33%
23	868回 政保公営企業債券 日本	特殊債券	22,000,000	102.69 22,593,340	101.12 22,248,160	1.800000 2016/10/21	0.26%
24	6回 政保中日本高速道路債 券 日本	特殊債券	22,000,000	101.11 22,245,960	100.54 22,119,680	1.900000 2016/6/16	0.26%
25	862回 政保公営企業債券 日本	特殊債券	22,000,000	100.79 22,174,020	100.23 22,051,700	1.800000 2016/4/20	0.26%
26	6回 政保東日本高速道路債 券 日本	特殊債券	21,000,000	102.85 21,598,710	101.29 21,270,900	1.800000 2016/11/24	0.25%
27	14回 政保中日本高速道路 債券 日本	特殊債券	20,000,000	104.04 20,808,800	102.46 20,492,400	1.900000 2017/6/16	0.24%
28	877回 政保公営企業債券 日本	特殊債券	19,000,000	104.19 19,797,430	102.62 19,498,750	1.900000 2017/7/18	0.23%
29	4回 政保東日本高速道路債 券 日本	特殊債券	18,000,000	102.26 18,407,520	100.60 18,108,000	1.900000 2016/6/27	0.21%
30	2回 政保首都高速道路会 社 債券 日本	特殊債券	15,000,000	102.57 15,385,500	101.00 15,150,450	1.800000 2016/9/26	0.18%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

平成28年2月29日現在

種類	投資比率
地方債証券	0.85%
特殊債券	68.97%
合計	69.81%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

直近日（平成28年2月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジあり>

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (平成27年8月3日)	148	148	0.9871	0.9871
第2計算期間末 (平成28年2月1日)	123	123	0.9131	0.9131
平成27年4月末日	162	-	1.0000	-
5月末日	166	-	0.9989	-
6月末日	154	-	0.9893	-
7月末日	148	-	0.9872	-
8月末日	132	-	0.9681	-
9月末日	126	-	0.9330	-
10月末日	131	-	0.9676	-
11月末日	129	-	0.9556	-
12月末日	125	-	0.9449	-
平成28年1月末日	122	-	0.9022	-
2月末日	119	-	0.9165	-

米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジなし>

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (平成27年8月3日)	488	488	1.0211	1.0211
第2計算期間末 (平成28年2月1日)	480	480	0.9225	0.9225
平成27年4月末日	392	-	1.0000	-
5月末日	438	-	1.0349	-
6月末日	511	-	1.0131	-
7月末日	488	-	1.0247	-
8月末日	458	-	0.9764	-
9月末日	468	-	0.9332	-
10月末日	479	-	0.9778	-
11月末日	472	-	0.9784	-
12月末日	490	-	0.9511	-
平成28年1月末日	465	-	0.8946	-
2月末日	445	-	0.8725	-

【分配の推移】

米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジあり>

	1口当たりの分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000

米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジなし>

	1口当たりの分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000

【収益率の推移】

米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジあり>

	収益率(%)
第1計算期間	1.3
第2計算期間	7.5

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落の額)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。ただし、第1計算期間については、前期末基準価額の代わりに、設定時の基準価額10,000円(1万口当たり)を用いております。

なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジなし>

	収益率(%)
第1計算期間	2.1
第2計算期間	9.7

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落の額)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。ただし、第1計算期間については、前期末基準価額の代わりに、設定時の基準価額10,000円(1万口当たり)を用いております。

なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジあり>

	設定口数	解約口数
第1計算期間	174,013,881	23,641,520
第2計算期間	8,722,665	23,812,520

(注1) 本邦外における設定及び解約はございません。

(注2) 設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジなし>

	設定口数	解約口数
第1計算期間	538,499,792	60,512,423
第2計算期間	123,782,895	81,321,326

(注1) 本邦外における設定及び解約はございません。

(注2) 設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

<< 参考情報 >>

データの基準日:2016年2月29日

基準価額・純資産の推移 （設定日(2015年4月30日)～2016年2月29日）

<為替ヘッジあり>



<為替ヘッジなし>



※基準価額(分配金再投資)は、設定当初の投資元本10,000円に設定来の税引前分配金を再投資したものと計算しておりますので、実際の基準価額とは異なります。(設定日:2015年4月30日)
※基準価額は信託報酬控除後です。

分配の推移(税引前)

■米国株式リスクコントロール戦略ファンド

	<為替ヘッジあり>	<為替ヘッジなし>
第1期(2015.08.03)	0円	0円
第2期(2016.02.01)	0円	0円
設定来累計	0円	0円

(注) 分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■米国株式リスクコントロール戦略ファンド

(注) 投資比率(%)は、各ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

<為替ヘッジあり>

組入銘柄一覧

順位	銘柄名	種類	発行体の国/地域	投資比率
1	ニューバーガーバーマン USロングショートエクイティファンド 円建て 分配なし 為替ヘッジありクラス	投資証券	アイルランド	96.13%
2	DIAMマネーマザーファンド	親投資信託受益証券	日本	0.01%

<為替ヘッジなし>

組入銘柄一覧

順位	銘柄名	種類	発行体の国/地域	投資比率
1	ニューバーガーバーマン USロングショートエクイティファンド 円建て 分配なし 為替ヘッジなしクラス	投資証券	アイルランド	95.92%
2	DIAMマネーマザーファンド	親投資信託受益証券	日本	0.00%

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
○委託会社ホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

データの基準日:2016年2月29日

主要な資産の状況

■ニューバーガー・バーマン USロング・ショート・エクイティ・ファンド

(注)ニューバーガー・バーマンのデータをもとに作成しています。
(注)比率は、純資産総額に対する割合です。

ポジション状況

株式ロング	72.3%
株式ショート	-31.6%
債券ロング	7.9%

株式の保有銘柄(ロング)上位10銘柄

順位	銘柄名	業種	比率(%)
1	DAVITA HEALTHCARE PARTNER INC	ヘルスケア	2.9
2	HOME DEPOT INC	一般消費財・サービス	2.1
3	PVH CORP	一般消費財・サービス	2.1
4	ENBRIDGE INC	エネルギー	2.0
5	BROOKFIELD INFRASTRUCTURE	公益事業	2.0
6	CONAGRA FOODS INC	生活必需品	2.0
7	CVS HEALTH CORPORATION	生活必需品	1.9
8	VISA INC-CLASS A SHARES	情報技術	1.7
9	MARKIT LTD	金融	1.7
10	TRACTOR SUPPLY COMPANY	一般消費財・サービス	1.5

株式の保有銘柄(ショート)上位5銘柄

順位	銘柄名	業種	比率(%)
1	TRS IXU BASKET	公益事業	-1.0
2	MSCI US REIT INDEX SWAP RMZ	金融	-0.8
3	CFD NORSTROM INC	一般消費財・サービス	-0.8
4	CFD CONS DISCRET SELECT SECT IXU BASKET	一般消費財・サービス	-0.7
5	TRS SPSIRE BASKET	一般消費財・サービス	-0.7

(注)株式ショート上位5銘柄の比率は、マイナス表示しています。

■DIAMマネーマザーファンド

(注)投資比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書きは、当該資産の発行体の国または地域別です。

ポートフォリオの状況

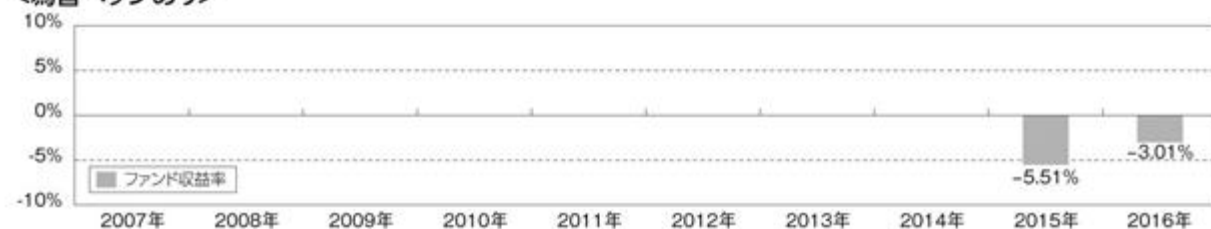
資産の種類	投資比率(%)
地方債証券	0.85
内 日本	0.85
特殊債券	68.97
内 日本	68.97
コールローン、その他の資産(負債控除後)	30.19
純資産総額	100.00

組入上位10銘柄

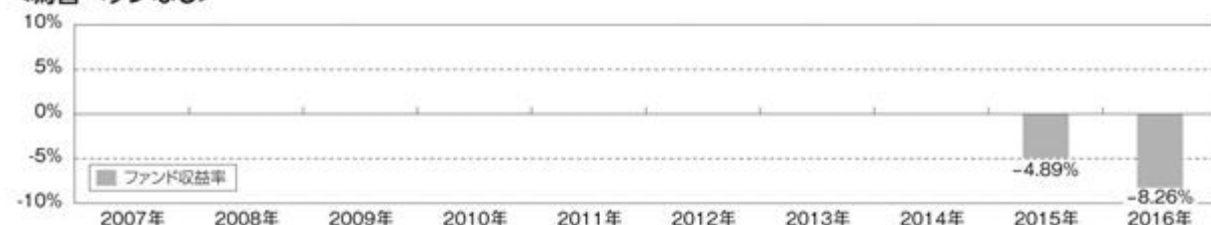
順位	銘柄名	種類	発行体の国/地域	利率(%)	償還日	投資比率
1	30回政保日本高速道路保有債務返済機構	特殊債券	日本	1.700000	2017/3/28	11.98%
2	189回 政保預金保険機構債券	特殊債券	日本	0.100000	2016/8/12	11.77%
3	27回政保日本高速道路保有債務返済機構	特殊債券	日本	1.800000	2017/2/28	6.77%
4	17回政保日本高速道路保有債務返済機構	特殊債券	日本	2.000000	2016/8/31	6.54%
5	140回政保日本高速道路保有債務返済機構	特殊債券	日本	0.400000	2016/7/29	5.89%
6	16回政保日本高速道路保有債務返済機構	特殊債券	日本	2.000000	2016/7/28	5.48%
7	19回政保日本高速道路保有債務返済機構	特殊債券	日本	1.800000	2016/9/29	4.13%
8	13回 政保日本政策投資銀行債券	特殊債券	日本	2.000000	2016/8/25	3.83%
9	863回 政保公営企業債券	特殊債券	日本	2.000000	2016/5/27	2.36%
10	23回政保日本高速道路保有債務返済機構	特殊債券	日本	1.700000	2016/12/28	1.67%

年間収益率の推移

<為替ヘッジあり>



<為替ヘッジなし>



※各ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものととして算出しております。

※各ファンドの収益率は、暦年ベースで表示しています。但し、2015年は設定日から年末までの収益率、および2016年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

※各ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

○委託会社ホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ・お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

ファンドでは、収益の分配がなされた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と収益分配金を無手数料で再投資する「分配金自動けいぞく投資コース」があり、「分配金自動けいぞく投資コース」を取得申込者が選択した場合、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」に従い分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

ファンドのお申込みの受付は、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

ただし、取得またはスイッチングの申込日が、ニューヨーク証券取引所、またはロンドン証券取引所の休業日に該当する日（以下、「海外休業日」という場合があります。）には、お申込みの受付を行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付を中止することおよびすでに受付けた取得のお申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付を取り消すことができるものとします。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。委託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

- ・お申込価額

お申込日の翌営業日の基準価額 とします。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

< 基準価額の照会方法等 >

基準価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

各ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・ 販売会社へのお問い合わせ
- ・ 委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

・ お申込手数料

お申込日の翌営業日の基準価額に、3.24%（税抜3.00%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、お申込手数料はかかりません。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

・ お申込単位

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金自動けいぞく投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合には、1口単位となります。

当初元本は1口当たり1円です。

・ 払込期日

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

2【換金（解約）手続等】

- ・ 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し解約の請求をすることができます。委託会社は、解約の請求を受け付けた場合には、信託契約の一部を解約します。

解約の請求の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時までに行われ、かつ、解約の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座におい

て当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者がするとき、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。

海外休業日には、解約の受付を行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求の受付を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとして、下記に準じて計算した価額とします。

・解約価額

解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額として当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を控除した額とします。

解約価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

各ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

・解約単位

各販売会社が定める単位とします。

解約単位は販売会社にお問い合わせください。

・解約代金の受渡日

解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して6営業日目から販売会社の営業所等において支払います。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

資産	評価方法
外国投資信託	原則として計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。
マザーファンド	計算日における基準価額で評価します。

基準価額（1万口当たり）は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

各ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

・販売会社へのお問い合わせ

・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

（２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間は、平成27年4月30日から原則として平成32年8月3日までです。

下記(5) イ.の場合には信託終了前に信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

a. 計算期間は、原則として毎年2月2日から8月1日まで、および8月2日から翌年2月1日までとします。

b. 上記a.の規定にかかわらず、上記a.の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

イ.償還規定

a. 委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、各ファンドについて受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b. 委託会社は、各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなった場合には、信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

c. 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

d. 上記c.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- e. 上記c.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- f. 上記c.からe.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび上記b.の規定に基づいて信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記c.からe.までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。
- g. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- h. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「ロ．信託約款の変更等b.」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- i. 受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は下記「ロ．信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。
- j. この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

ロ. 信託約款の変更等

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することまたはこの信託と他の投資信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、約款は「ロ．信託約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
- b. 委託会社は、上記a.の事項（上記a.の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a.の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の

- 口数に応じて、議決権を有し、これを行行使うことができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b. からe.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a. からf.の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- h. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは、上記a. からg.の規定にしたがいます。
- i. この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。
- j. 上記b. に該当しない場合の約款変更については、「運用報告書」にてお知らせいたします。

八. 関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

二. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに掲載します。

(URL <http://www.diam.co.jp/>)

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載して行います。

ホ. 運用報告書

- ・ 委託会社は、毎年2月1日、8月1日（休業日の場合は翌営業日とします。）および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に対して交付します。
- ・ 運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

(URL <http://www.diam.co.jp/>)

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始いたします。

なお、「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2)償還金受領権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(3)一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、受益者が解約の請求をするときは、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。

(4)帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジあり>

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドの第1期計算期間は信託約款の規定に基づき、平成27年4月30日から平成27年8月3日までとなっております。
- (4) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間（平成27年8月4日から平成28年2月1日まで）の財務諸表について、PwCあらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジあり>】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 平成27年8月3日現在	第2期 平成28年2月1日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	6,396,224	4,994,467
投資証券	142,825,614	119,242,676
親投資信託受益証券	10,001	10,007
流動資産合計	149,231,839	124,247,150
資産合計	149,231,839	124,247,150
負債の部		
流動負債		
未払解約金	344,470	-
未払受託者報酬	13,352	20,951
未払委託者報酬	445,606	699,825
その他未払費用	2,067	3,252
流動負債合計	805,495	724,028
負債合計	805,495	724,028
純資産の部		
元本等		
元本	1 150,372,361	1 135,282,506
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2 1,946,017	2 11,759,384
（分配準備積立金）	-	-
元本等合計	148,426,344	123,523,122
純資産合計	148,426,344	123,523,122
負債純資産合計	149,231,839	124,247,150

（ 2 ） 【 損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第1期 自 平成27年4月30日 至 平成27年8月3日	第2期 自 平成27年8月4日 至 平成28年2月1日
営業収益		
受取利息	2,434	1,514
有価証券売買等損益	1,639,171	9,819,847
営業収益合計	1,636,737	9,818,333
営業費用		
受託者報酬	13,352	20,951
委託者報酬	445,606	699,825
その他費用	2,067	3,252
営業費用合計	461,025	724,028
営業利益又は営業損失（ ）	2,097,762	10,542,361
経常利益又は経常損失（ ）	2,097,762	10,542,361
当期純利益又は当期純損失（ ）	2,097,762	10,542,361
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	152,756	943,516
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	1,946,017
剰余金増加額又は欠損金減少額	544	315,456
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	315,456
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	544	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,555	529,978
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,555	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	529,978
分配金	1 -	1 -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,946,017	11,759,384

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>
2 . その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>計算期間末日の取扱い</p> <p>当ファンドは、原則として毎年2月1日及び8月1日を計算期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、前計算期間末日を平成27年8月3日としております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1期 平成27年8月3日現在	第2期 平成28年2月1日現在
1 . 1 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	162,470,104円 11,543,777円 23,641,520円	150,372,361円 8,722,665円 23,812,520円
2 . 受益権の総数	150,372,361口	135,282,506口
3 . 2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,946,017円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は11,759,384円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第1期 自 平成27年4月30日 至 平成27年8月3日	第2期 自 平成27年8月4日 至 平成28年2月1日
1 . 1 分配金の計算過程	<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(0円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は0円(1万口当たり0円)であり、分配を行っておりません。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p>	<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(0円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は0円(1万口当たり0円)であり、分配を行っておりません。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p>

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

項目	第1期 自 平成27年4月30日 至 平成27年8月3日	第2期 自 平成27年8月4日 至 平成28年2月1日
1． 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2． 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、主要投資対象である投資証券及び親投資信託受益証券が保有する金融商品に係る、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
3． 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用リスク管理を所管するグループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行っております。また運用リスク管理の結果については月次でリスク管理に関する委員会に報告しております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期 平成27年8月3日現在	第2期 平成28年2月1日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第1期 平成27年8月3日現在	第2期 平成28年2月1日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)
投資証券	1,610,349	9,125,632
親投資信託受益証券	1	6
合計	1,610,348	9,125,626

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第1期 平成27年8月3日現在	第2期 平成28年2月1日現在
1口当たり純資産額	0.9871円	0.9131円
(1万口当たり純資産額)	(9,871円)	(9,131円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

平成28年2月1日現在

種 類	銘 柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
投資証券	ニューバーガー・バーマン USロング・ ショート・エクイティ・ファンド 円建 て 分配なし 為替ヘッジありクラス	127,703	119,242,676	
投資証券 合計		127,703	119,242,676	
親投資信託受益証券	D I A Mマネーマザーファンド	9,909	10,007	
親投資信託受益証券 合計		9,909	10,007	
合計		137,612	119,252,683	

投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジなし>

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドの第1期計算期間は信託約款の規定に基づき、平成27年4月30日から平成27年8月3日までとなっております。
- (4) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間(平成27年8月4日から平成28年2月1日まで)の財務諸表について、P w C あらた監査法人による監査を受けております。

【米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジなし>】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 平成27年8月3日現在	第2期 平成28年2月1日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	21,326,418	16,421,818
投資証券	469,114,896	461,423,401
親投資信託受益証券	10,001	10,007
未収入金	-	4,887,920
流動資産合計	490,451,315	482,743,146
資産合計	490,451,315	482,743,146
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,018,700	-
未払受託者報酬	39,165	76,616
未払委託者報酬	1,306,488	2,555,265
その他未払費用	6,165	12,050
流動負債合計	2,370,518	2,643,931
負債合計	2,370,518	2,643,931
純資産の部		
元本等		
元本	1 477,987,369	1 520,448,938
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2 10,093,428	2 40,349,723
（分配準備積立金）	6,619,180	5,609,617
元本等合計	488,080,797	480,099,215
純資産合計	488,080,797	480,099,215
負債純資産合計	490,451,315	482,743,146

（ 2 ） 【 損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第1期 自 平成27年4月30日 至 平成27年8月3日	第2期 自 平成27年8月4日 至 平成28年2月1日
営業収益		
受取利息	7,102	5,970
有価証券売買等損益	8,760,508	46,246,404
営業収益合計	8,767,610	46,240,434
営業費用		
受託者報酬	39,165	76,616
委託者報酬	1,306,488	2,555,265
その他費用	6,165	12,050
営業費用合計	1,351,818	2,643,931
営業利益又は営業損失（ ）	7,415,792	48,884,365
経常利益又は経常損失（ ）	7,415,792	48,884,365
当期純利益又は当期純損失（ ）	7,415,792	48,884,365
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	796,612	4,316,670
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	10,093,428
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,821,481	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,821,481	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	347,233	5,875,456
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	347,233	1,265,621
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	4,609,835
分配金	1 -	1 -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	10,093,428	40,349,723

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>
2 . その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>計算期間末日の取扱い</p> <p>当ファンドは、原則として毎年2月1日及び8月1日を計算期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、前計算期間末日を平成27年8月3日としております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1期 平成27年8月3日現在	第2期 平成28年2月1日現在
1 . 1 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	392,789,474円 145,710,318円 60,512,423円	477,987,369円 123,782,895円 81,321,326円
2 . 受益権の総数	477,987,369口	520,448,938口
3 . 2 元本の欠損		貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は40,349,723円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第1期 自 平成27年4月30日 至 平成27年8月3日	第2期 自 平成27年8月4日 至 平成28年2月1日
1 . 1 分配金の計算過程	<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(5,905円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(6,613,275円)、信託約款に規定される収益調整金(3,474,248円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は10,093,428円(1万口当たり211.17円)であります。分配を行っておりません。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p>	<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,597,522円)及び分配準備積立金(5,609,617円)より分配対象収益は7,207,139円(1万口当たり138.48円)であります。分配を行っておりません。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p>

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

項目	第1期 自 平成27年4月30日 至 平成27年8月3日	第2期 自 平成27年8月4日 至 平成28年2月1日
1． 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2． 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、主要投資対象である投資証券及び親投資信託受益証券が保有する金融商品に係る、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
3． 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用リスク管理を所管するグループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行っております。また運用リスク管理の結果については月次でリスク管理に関する委員会に報告しております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期 平成27年8月3日現在	第2期 平成28年2月1日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第1期 平成27年8月3日現在	第2期 平成28年2月1日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)
投資証券	8,270,961	42,660,996
親投資信託受益証券	1	6
合計	8,270,962	42,660,990

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第1期 平成27年8月3日現在	第2期 平成28年2月1日現在
1口当たり純資産額	1.0211円	0.9225円
(1万口当たり純資産額)	(10,211円)	(9,225円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

平成28年2月1日現在

種 類	銘 柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
投資証券	ニューバーガー・バーマン USロング・ ショート・エクイティ・ファンド 円建 て 分配なし 為替ヘッジなしクラス	497,964	461,423,401	
投資証券 合計		497,964	461,423,401	
親投資信託受益証券	D I A Mマネーマザーファンド	9,909	10,007	
親投資信託受益証券 合計		9,909	10,007	
合計		507,873	461,433,408	

投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

「米国株式リスクコントロール戦略ファンド*1」は、「D I A Mマネーマザーファンド」受益証券及び「ニューバーガー・パーマン USロング・ショート・エクイティ・ファンド*2」投資証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」及び「投資証券」は、すべてこれらの証券であります。

（注）上記*1、*2については下記の表より各々あてはめてご覧ください。

*1	<為替ヘッジあり>	<為替ヘッジなし>
*2	円建て 分配なし 為替ヘッジありクラス	円建て 分配なし 為替ヘッジなしクラス

同投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

「D I A Mマネーマザーファンド」の状況

貸借対照表

（単位：円）

科 目	注記 番号	平成27年8月3日現在	平成28年2月1日現在
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		2,994,473,336	1,887,265,589
国債証券		4,525,335	-
地方債証券		147,636,723	79,419,502
特殊債券		6,777,915,190	6,495,758,430
未収利息		20,605,522	34,452,950
前払費用		9,492,345	1,316,087
流動資産合計		9,954,648,451	8,498,212,558
資産合計		9,954,648,451	8,498,212,558
負債の部			
流動負債			
未払金		612,201,000	-
流動負債合計		612,201,000	-
負債合計		612,201,000	-
純資産の部			
元本等			
元本	1	9,256,332,965	8,415,186,651
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		86,114,486	83,025,907
元本等合計		9,342,447,451	8,498,212,558
純資産合計		9,342,447,451	8,498,212,558
負債純資産合計		9,954,648,451	8,498,212,558

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券及び特殊債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
--------------------	--

（貸借対照表に関する注記）

項目	平成27年8月3日現在	平成28年2月1日現在
1. 1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 同期中追加設定元本額 同期中一部解約元本額	9,439,346,485円 19,818円 183,033,338円	9,256,332,965円 - 円 841,146,314円
元本の内訳		
ファンド名		
D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<円コース>	870,000円	870,000円
D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<豪ドルコース>	530,000円	530,000円
D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース>	70,000円	70,000円
D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース>	10,530,000円	10,530,000円
世界ハイブリッド証券ファンド通貨選択シリーズ（毎月分配型）<円コース>	1,281,836円	1,281,836円
世界ハイブリッド証券ファンド通貨選択シリーズ（毎月分配型）<豪ドルコース>	444,955円	246,797円
世界ハイブリッド証券ファンド通貨選択シリーズ（毎月分配型）<ブラジルリアルコース>	7,138,903円	1,689,581円
世界ハイブリッド証券ファンド通貨選択シリーズ（毎月分配型）<中国元コース>	3,131,909円	654,944円
D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<中国元コース>	149,716円	149,716円
D I A M人民元債券ファンド	14,454,114円	14,454,114円
ネット証券専用ファンドシリーズ 新興市場日本株 レアル型	103,986円	103,986円

D I A M グローバル・ハイ イールド・ボンド・ファンド・ 通貨選択シリーズ 資源国通貨 バスケットコース	4,486,988円	4,486,988円
D I A M グローバル・ハイ イールド・ボンド・ファンド・ 通貨選択シリーズ ブラジルレ アルコース	4,586,699円	4,586,699円
D I A M グローバル・ハイ イールド・ボンド・ファンド・ 通貨選択シリーズ 円コース	997,109円	997,109円
D I A M新興国ソブリンファン ド(為替ヘッジあり)	99,592円	99,592円
D I A M新興国ソブリンオーブ ン通貨選択シリーズ<米ドル コース>	5,972円	5,972円
D I A M 米国リート・インカ ムプラス	994,728円	994,728円
U Sストラテジック・インカ ム・ファンドAコース(為替 ヘッジあり)	993,740円	993,740円
U Sストラテジック・インカ ム・ファンドBコース(為替 ヘッジなし)	1,987,479円	1,987,479円
D I A M - ジャナス グローバ ル債券コアプラス・ファンド< D C年金>	9,935円	9,935円
みずほジャパン・アクティブ・ ストラテジー(通貨選択型)円 コース	9,925円	9,925円
みずほジャパン・アクティブ・ ストラテジー(通貨選択型)米 ドルコース	9,925円	9,925円
みずほジャパン・アクティブ・ ストラテジー(通貨選択型)豪 ドルコース	9,925円	9,925円
みずほジャパン・アクティブ・ ストラテジー(通貨選択型)メ キシコペソコース	9,925円	9,925円
みずほジャパン・アクティブ・ ストラテジー(通貨選択型)ト ルコリラコース	9,925円	9,925円
みずほジャパン・アクティブ・ ストラテジー(通貨選択型)ブ ラジルリアルコース	9,925円	9,925円
U Sストラテジック・インカ ム・ファンド(年1回決算型) 為替ヘッジあり	9,924円	9,924円
U Sストラテジック・インカ ム・ファンド(年1回決算型) 為替ヘッジなし	9,924円	9,924円

	D I A Mシュローダー新興国株式戦略ファンド(リスク・コントロール付)	69,389,374円	- 円
	米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジあり>	9,909円	9,909円
	米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジなし>	9,909円	9,909円
	D I A M日経225パッシブファンド(ロックイン型)(適格機関投資家限定)	9,133,976,714円	8,370,344,219円
	計	9,256,332,965円	8,415,186,651円
2 .	受益権の総数	9,256,332,965口	8,415,186,651口

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成27年4月30日 至 平成27年8月3日	自 平成27年8月4日 至 平成28年2月1日
1． 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2． 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
3． 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用リスク管理を所管するグループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行っております。また運用リスク管理の結果については月次でリスク管理に関する委員会に報告しております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	平成27年8月3日現在	平成28年2月1日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	平成27年8月3日現在	平成28年2月1日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)
国債証券	21,510	-
地方債証券	305,055	456,877
特殊債券	17,413,260	53,459,050
合計	17,739,825	53,915,927

(注)「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(平成27年4月7日から平成27年8月3日まで及び平成27年4月7日から平成28年2月1日まで)に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	平成27年8月3日現在	平成28年2月1日現在
1口当たり純資産額	1.0093円	1.0099円
（1万口当たり純資産額）	（10,093円）	（10,099円）

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

平成28年2月1日現在

種 類	銘 柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
地方債証券	639回 東京都公募公債	10,000,000	10,116,300	
	640回 東京都公募公債	10,200,000	10,361,568	
	141回 神奈川県公募公債	12,500,000	12,594,375	
	23年度 京都府京都みらい債	5,900,000	5,903,835	
	24年度 京都府京都みらい債	12,000,000	12,000,960	
	25年度 京都府京都みらい債	6,000,000	6,014,940	
	22年度2回 あいち県民債	7,300,000	7,301,679	
	23年度2回 あいち県民債	9,900,000	9,918,513	
	9回 なごやか市民債	5,200,000	5,207,332	
地方債証券 合計		79,000,000	79,419,502	
特殊債券	11回 政保日本政策投資銀行債券	555,000,000	555,510,600	
	13回 政保日本政策投資銀行債券	322,000,000	325,632,160	
	8回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	28,000,000	28,063,560	
	16回政保日本高速道路保有・債務返済機構	462,000,000	466,495,260	
	17回政保日本高速道路保有・債務返済機構	550,000,000	556,385,500	
	19回政保日本高速道路保有・債務返済機構	347,000,000	351,122,360	
	20回政保日本高速道路保有・債務返済機構	30,000,000	30,403,800	
	23回政保日本高速道路保有・債務返済機構	140,000,000	142,157,400	
	27回政保日本高速道路保有・債務返済機構	490,000,000	499,471,700	
	30回政保日本高速道路保有・債務返済機構	1,000,000,000	1,019,560,000	
	34回政保日本高速道路保有・債務返済機構	128,000,000	130,854,400	
	140回政保日本高速道路保有・債務返済機構	500,000,000	500,980,000	
	860回 政保公営企業債券	149,000,000	149,114,730	
	862回 政保公営企業債券	22,000,000	22,085,580	
	863回 政保公営企業債券	200,000,000	201,270,000	
	865回 政保公営企業債券	31,000,000	31,288,610	
	866回 政保公営企業債券	45,000,000	45,490,500	
	868回 政保公営企業債券	22,000,000	22,285,120	
	873回 政保公営企業債券	11,000,000	11,209,440	
	877回 政保公営企業債券	19,000,000	19,526,110	
2回 政保首都高速道路会社債券	15,000,000	15,175,950		

188回 政保中小企業債券	29,000,000	29,325,960	
189回 政保預金保険機構債券	1,000,000,000	1,000,520,000	
19回 政保国民生活債券	39,000,000	39,584,610	
3回 政保東日本高速道路債券	15,000,000	15,091,950	
4回 政保東日本高速道路債券	18,000,000	18,137,700	
6回 政保東日本高速道路債券	21,000,000	21,307,440	
10回 政保東日本高速道路債券	66,000,000	67,865,820	
5回 政保中日本高速道路債券	29,000,000	29,173,130	
6回 政保中日本高速道路債券	22,000,000	22,155,540	
13回 政保中日本高速道路債券	33,000,000	33,725,340	
14回 政保中日本高速道路債券	20,000,000	20,520,400	
2回 政保西日本高速道路債券	29,000,000	29,381,640	
6回 政保西日本高速道路債券	30,000,000	30,578,400	
8回 政保西日本高速道路債券	14,000,000	14,307,720	
特殊債券 合計	6,431,000,000	6,495,758,430	
合計	6,510,000,000	6,575,177,932	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

「ニューバーガー・バーマン USロング・ショート・エクイティ・ファンド」は、「米国株式リスクコントロール戦略ファンド」が投資対象とする外国投資信託です。

ニューバーガー・バーマン USロング・ショート・エクイティ・ファンドはアイルランド籍外国投資信託です。2014年12月31日に会計期間が終了し、現地の公認会計士による財務諸表監査を受けて完了しています。以下の「貸借対照表」、「投資有価証券明細表」及び「重要な会計方針」は、2014年12月31日現在の財務諸表の原文の一部を抜粋・翻訳したものです。

貸借対照表

	2014年12月31日 現在 米ドル建て
流動資産	
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	120,008,248
現金および現金同等物	33,506,198
投資有価証券売却に係る未収金	17,663,332
追加購入に係る未収金	2,673,000
ブローカーからの未収入金	5,050,275
未収入金およびその他の資産	461,399
資産合計	179,362,452
流動負債	
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	25,285,019
解約に係る未払金	102,189
未払費用	215,671
投資有価証券購入に係る未払金	1,127,541
その他の未払金	14,399
負債（償還可能参加型受益証券の保有者に帰属する純資産を除く）	26,744,819
償還可能参加型受益証券の保有者に帰属する純資産	152,617,633

投資有価証券明細表

損益を通じて公正価値で測定する金融資産

数量	銘柄	公正価値 米ドル	対純資産 比率 %
	株式 68.04%		
	米ドル		
74,785	Accretive Health Inc	513,025	0.34
33,400	Activision Blizzard Inc	673,010	0.44
26,800	Altera Corp	989,992	0.65
2,170	Amazon.com Inc	673,460	0.44
24,500	American Water Works Co Inc	1,305,850	0.86
16,388	Amphenol Corp Class A	881,838	0.58
4,900	Antero Resources Corp	198,842	0.13
7,707	Apple Inc	850,699	0.56
14,400	Asbury Automotive Group Inc	1,093,248	0.72
11,125	Ashland Inc	1,332,330	0.87
12,979	ASML Holding NV Class REG	1,399,526	0.92
1,155	BlackRock Inc Class A	412,982	0.27
34,802	Bristol-Myers Squibb Co	2,054,362	1.35
33,250	Brookfield Asset Management Inc Class A	1,666,823	1.09
97,800	Brookfield Infrastructure Partners LP Class Miscella	4,094,885	2.68
3,116	Cabot Oil & Gas Corp	92,265	0.06
47,688	Calpine Corp	1,055,335	0.69
9,400	Canadian Pacific Railway Ltd	1,811,286	1.19
36,100	CDW Corp	1,269,637	0.83
26,119	Citigroup Inc	1,413,299	0.93
15,600	CME Group Inc Class A	1,382,940	0.91
8,600	Costco Wholesale Corp	1,219,050	0.80
21,500	Darden Restaurants Inc	1,260,545	0.83
47,500	DaVita HealthCare Partners Inc	3,597,649	2.36
65,400	Delta Air Lines Inc	3,217,026	2.11
32,600	Dunkin' Brands Group Inc	1,390,390	0.91
28,010	eBay Inc	1,571,921	1.03
10,594	Eli Lilly & Co	730,880	0.48
79,400	Enbridge Inc	4,081,953	2.67
16,698	Fifth Third Bancorp	340,222	0.22
44,527	General Motors Co	1,554,438	1.02
78,526	Genpact Ltd	1,486,497	0.97
2,200	Google Inc Class A	1,167,452	0.76
9,000	HCA Holdings Inc	660,510	0.43
9,000	HealthSouth Corp	346,140	0.23
19,721	Hilton Worldwide Holdings Inc	514,521	0.34
26,600	Home Depot Inc	2,792,202	1.83
23,956	Ingersoll-Rand Plc	1,518,571	1.00
21,900	JPMorgan Chase & Co	1,370,502	0.90
26,000	Lennar Corp Class A	1,165,060	0.76
24,100	Lorillard Inc	1,516,854	0.99

7,800	Lululemon Athletica Inc	435,162	0.29
103,000	Markit Ltd	2,722,290	1.78
10,000	McDonald's Corp	937,000	0.61
9,400	Moelis & Co Class A	328,342	0.22
6,285	Motorola Solutions Inc	421,598	0.28
4,200	Newell Rubbermaid Inc	159,978	0.10
36,600	Nielsen NV	1,637,118	1.07
26,856	NiSource Inc	1,139,232	0.75
13,000	Northeast Utilities	695,760	0.46
10,011	NRG Yield Inc Class A	471,919	0.31
31,593	Outfront Media Inc	847,956	0.56
27,800	PetSmart Inc	2,260,001	1.48
34,300	Pfizer Inc	1,068,445	0.70
11,700	Philip Morris International Inc	952,965	0.62
25,925	Pinnacle Foods Inc	915,153	0.60
6,200	Precision Castparts Corp	1,493,456	0.98
27,200	PVH Corp	3,486,224	2.28
62,180	Rice Energy Inc	1,303,915	0.85
19,000	SanDisk Corp	1,861,620	1.22
9,600	SBA Communications Corp Class A	1,063,296	0.70
17,500	Sensata Technologies Holding NV	917,175	0.60
10,000	Sirona Dental Systems Inc	873,700	0.57
22,800	Steel Dynamics Inc	450,072	0.29
33,300	Synchrony Financial	990,675	0.65
23,900	Teekay Corp	1,216,271	0.80
22,000	Tractor Supply Co	1,734,040	1.14
12,700	US Bancorp	570,865	0.37
7,700	Valmont Industries Inc	977,900	0.64
33,000	Verisk Analytics Inc Class A	2,113,650	1.38
8,400	Visa Inc Class A	2,202,480	1.44
19,063	Wells Fargo & Co	1,045,034	0.68
150,000	Wesco Aircraft Holdings Inc	2,097,000	1.37
8,200	WEX Inc	811,144	0.53
17,700	Wisconsin Energy Corp	933,498	0.61
12,825	Wyndham Worldwide Corp	1,099,872	0.72
43,700	Zimmer Holdings Inc	4,956,453	3.24
	株式合計 *	103,859,276	68.04

数量	銘柄			公正価値 米ドル	対純資産 比率 %
	不動産投資信託 0.59%				
	米ドル				
8,319	General Growth Properties Inc			234,013	0.15
18,414	Weyerhaeuser Co Class REIT			660,879	0.44
	不動産投資信託合計 *			894,892	0.59
元本	銘柄	利率	満期日	公正価値 米ドル	対純資産 比率 %
	社債 9.76%				
	米ドル				
200,000	AK Steel Corp	7.63%	15/05/2020	187,000	0.12
800,000	AK Steel Corp	7.63%	01/10/2021	736,000	0.48
380,000	Alpha Natural Resources Inc	6.00%	01/06/2019	121,600	0.08
50,000	Alpha Natural Resources Inc	6.25%	01/06/2021	14,250	0.01
285,000	Arch Coal Inc	7.00%	15/06/2019	86,925	0.06
750,000	BC ULC/New Red Finance Inc	6.00%	01/04/2022	772,500	0.51
215,000	Best Buy Co Inc	5.50%	15/03/2021	224,675	0.15
225,000	Bon-Ton Department Stores Inc	8.00%	15/06/2021	189,000	0.12
400,000	Cablevision Systems Corp	5.88%	15/09/2022	406,500	0.27
400,000	Calpine Corp	5.75%	15/01/2025	405,500	0.27
1,000,000	CCOH Safari LLC	5.75%	01/12/2024	1,013,749	0.66
800,000	Clear Channel Worldwide Holdings Inc	7.63%	15/03/2020	845,999	0.55
500,000	Constellation Brands Inc	4.75%	15/11/2024	507,500	0.33
150,000	DaVita HealthCare Partners Inc	5.13%	15/07/2024	153,281	0.10
500,000	DPL Inc	7.25%	15/10/2021	512,500	0.34
75,000	E*TRADE Financial Corp	5.38%	15/11/2022	76,875	0.05
400,000	EXCO Resources Inc	7.50%	15/09/2018	307,750	0.20
600,000	Frontier Communications Corp	6.88%	15/01/2025	601,500	0.39
200,000	Frontier Communications Corp	7.63%	15/04/2024	207,000	0.14
500,000	Goodyear Tire & Rubber Co	6.50%	01/03/2021	532,500	0.35
650,000	KB Home	7.00%	15/12/2021	685,344	0.45
780,000	KB Home	7.50%	15/09/2022	830,700	0.54
800,000	Key Energy Services Inc	6.75%	01/03/2021	495,200	0.32
510,000	Regal Entertainment Group	5.75%	15/03/2022	489,600	0.32
400,000	SandRidge Energy Inc	7.50%	15/02/2023	258,000	0.17
600,000	Select Medical Corp	6.38%	01/06/2021	612,000	0.40
805,000	Sinclair Television Group Inc	6.13%	01/10/2022	823,113	0.54
550,000	Sprint Capital Corp	6.88%	15/11/2028	486,750	0.32
250,000	Sprint Communications Inc	6.00%	15/11/2022	230,938	0.15
600,000	SUPERVALU Inc	6.75%	01/06/2021	592,500	0.39
	Teekay Offshore Partners LP/Teekay				
400,000	Offshore Finance Corp	6.00%	30/07/2019	369,500	0.24
175,000	T-Mobile USA Inc	6.38%	01/03/2025	178,238	0.12
400,000	T-Mobile USA Inc	6.50%	15/01/2024	411,000	0.27
25,000	United Continental Holdings Inc	6.00%	15/07/2026	24,156	0.02
525,000	United Continental Holdings Inc	6.00%	15/07/2028	502,688	0.33
	社債合計 *			14,892,331	9.76
	投資有価証券合計			119,646,499	78.39

先渡為替予約 0.23%

受取額	支払額	満期日	カウンターパーティー	契約数	未実現利益 米ドル	対純資産 比率 %
CNY B Accumulating Class						
RMB 777,666	US\$ 124,935	15/01/2015	Brown Brothers Harriman	3	27	0.00
US\$ 37,818	RMB 233,023	15/01/2015	Brown Brothers Harriman	9	373	0.00
EUR I2 Accumulating Class						
US\$ 1,289	€ 1,036	15/01/2015	Brown Brothers Harriman	3	35	0.00
US\$ 321	€ 259	15/01/2015	UBS London	1	8	0.00
JPY I Accumulating Class						
¥ 2,053,219,057	US\$ 16,959,363	15/01/2015	Brown Brothers Harriman	3	166,592	0.11
US\$ 3,552,015	¥ 404,364,014	15/01/2015	Brown Brothers Harriman	8	179,204	0.12
US\$ 378,370	¥ 45,072,274	15/01/2015	UBS London	1	2,421	0.00
SGD A Accumulating Class						
US\$ 789	SGD 1,034	15/01/2015	Brown Brothers Harriman	2	9	0.00
先渡為替予約に係る未実現利益合計					348,669	0.23

オプション契約¹ 0.01%

契約数	満期日	種類	プレミアム 米ドル	公正価値 米ドル	対純資産 比率 %
プット・オプション					
20	17/01/15	PetSmart Inc, Strike 75	(4,800)	13,080	0.01
オプション契約に係る利益合計[±]				13,080	0.01

¹ オプションの清算ブローカーはJPモルガン・チェース・バンク。

損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	公正価値 米ドル	対純資産 比率 %
	120,008,248	78.63

損益を通じて公正価値で測定する金融負債

先渡為替予約（4.67%）

受取額	支払額	満期日	カウンターパーティー	契約数	未実現損失 米ドル	対純資産 比率 %
CNY B Accumulating Class						
RMB 33,550	US\$ 5,436	15/01/2015	Brown Brothers Harriman	6	(45)	(0.00)
RMB 5,099	US\$ 826	15/01/2015	UBS London	1	(7)	(0.00)
EUR I2 Accumulating Class						
€ 52,240	US\$ 65,212	15/01/2015	Brown Brothers Harriman	4	(2,004)	(0.00)
JPY I Accumulating Class						
¥ 10,320,396,330	US\$ 93,072,706	15/01/2015	Brown Brothers Harriman	20	(6,990,004)	(4.58)
¥ 595,664,551	US\$ 5,099,776	15/01/2015	UBS London	3	(131,322)	(0.09)
SGD A Accumulating Class						
SGD 62,409	US\$ 48,240	15/01/2015	Brown Brothers Harriman	8	(1,166)	(0.00)
SGD 23,206	US\$ 17,659	15/01/2015	UBS London	1	(155)	(0.00)
先渡為替予約に係る未実現損失合計					(7,124,703)	(4.67)

先物契約(0.45%)

契約数	銘柄	カウンターパーティー	未実現損失 米ドル	対純資 産比率 %
	Mini MSCI Emerging Market Index Future			
(19)	March 2015	Goldman Sachs & Co	(34,690)	(0.02)
(17)	Russell 2000 Mini Future March 2015	Goldman Sachs & Co	(91,150)	(0.06)
(173)	S&P 500 Emini Future March 2015	Goldman Sachs & Co	(474,823)	(0.31)
(19)	S&P MidCap 400 E-mini Future March 2015	Goldman Sachs & Co	(95,805)	(0.06)
先物契約に係る未実現損失合計[※]			(696,468)	(0.45)

差金決済取引(11.45%)

ユニット 数	銘柄	カウンターパーティー	公正価値 米ドル	対純資 産比率 %
(21,055)	Applied Materials Inc	JPMorgan Chase Bank	(524,691)	(0.34)
(1,800)	Arigas Inc	JPMorgan Chase Bank	(207,324)	(0.14)
(14,410)	Armstrong World Industries	JPMorgan Chase Bank	(736,639)	(0.48)
(8,845)	Avnet Inc	JPMorgan Chase Bank	(380,512)	(0.25)
(9,000)	Bed Bath & Beyond Inc	JPMorgan Chase Bank	(685,530)	(0.45)
(3,150)	Best Buy Co Inc	JPMorgan Chase Bank	(122,787)	(0.08)
(9,200)	Caterpillar Inc	JPMorgan Chase Bank	(842,076)	(0.55)
(25,927)	CGI Group Inc - Class A	JPMorgan Chase Bank	(989,373)	(0.65)
(2,035)	Cheniere Energy Inc	JPMorgan Chase Bank	(143,264)	(0.09)
(9,210)	Chuy's Holdings Inc	JPMorgan Chase Bank	(181,161)	(0.12)
(7,910)	Coach Inc	JPMorgan Chase Bank	(297,100)	(0.19)
(6,090)	Cohen & Steers Inc	JPMorgan Chase Bank	(256,267)	(0.17)
(14,370)	Consolidated Edison Inc	JPMorgan Chase Bank	(948,563)	(0.62)
(32,500)	Denbury Resources Inc	JPMorgan Chase Bank	(264,225)	(0.17)
(5,030)	Dover Corp	JPMorgan Chase Bank	(360,752)	(0.24)
(2,365)	Dun & Bradstreet Corp	JPMorgan Chase Bank	(286,070)	(0.19)
(7,270)	Energy Transfer Partners LP	JPMorgan Chase Bank	(472,550)	(0.31)
(1,410)	Fleetcor Technologies Inc	JPMorgan Chase Bank	(209,681)	(0.14)
(4,635)	Franklin Resources Inc	JPMorgan Chase Bank	(256,640)	(0.17)
(6,300)	H&E Equipment Services Inc	JPMorgan Chase Bank	(176,967)	(0.12)
(21,800)	Halliburton Co	JPMorgan Chase Bank	(857,394)	(0.56)
(13,850)	Kinder Morgan Inc	JPMorgan Chase Bank	(585,994)	(0.38)
(9,160)	Kohls Corp	JPMorgan Chase Bank	(559,126)	(0.37)
(7,000)	Lear Corp	JPMorgan Chase Bank	(686,560)	(0.45)
(10,800)	Michaels Cos Inc	JPMorgan Chase Bank	(267,084)	(0.18)
(16,950)	Nabors Industries Ltd	JPMorgan Chase Bank	(220,011)	(0.14)
(15,285)	Neustar Inc - Class A	JPMorgan Chase Bank	(424,923)	(0.28)
(5,055)	P G & E Corp	JPMorgan Chase Bank	(269,128)	(0.18)
(17,970)	Patterson-UTL Energy Inc	JPMorgan Chase Bank	(298,122)	(0.20)
(20,715)	Rovi Corp	JPMorgan Chase Bank	(467,952)	(0.31)
(33,120)	Sally Beauty Holdings Inc	JPMorgan Chase Bank	(1,018,108)	(0.66)
(19,840)	Sonic Automotive Inc - Class A	JPMorgan Chase Bank	(536,474)	(0.35)
(11,500)	Southern Co	JPMorgan Chase Bank	(564,765)	(0.37)
(90)	Spsiostr Index	JPMorgan Chase Bank	(280,650)	(0.18)
(6,305)	Target Corp	JPMorgan Chase Bank	(478,613)	(0.31)
(30,410)	Tarkett SA	JPMorgan Chase Bank	(658,541)	(0.43)
(8,650)	US Silica Holdings In	JPMorgan Chase Bank	(222,219)	(0.15)
(4,495)	Waste Connections Inc	JPMorgan Chase Bank	(197,735)	(0.13)
(14,190)	Weatherford International Plc	JPMorgan Chase Bank	(162,476)	(0.11)
(8,450)	Xilinx Inc	JPMorgan Chase Bank	(365,801)	(0.24)
差金決済取引に係る損失合計			(17,463,848)	(11.45)

	公正価値 米ドル	対純資 産比率 %
損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	(25,285,019)	(16.57)
損益を通じて公正価値で測定する純金融資産	94,723,229	62.06
その他純資産	57,894,404	37.94
償還可能参加型受益証券保有者に帰属する純資産	152,617,633	100.00
		対資産 比率 %
ポートフォリオ分析	米ドル	%
* 証券取引所への上場が認められているか、または規制市場で取引されている譲渡性証券、短期金融商品	119,646,499	66.71
± 規制市場で取引されている金融デリバティブ商品	(683,388)	(0.38)
店頭金融デリバティブ商品	(24,239,882)	(13.51)
投資有価証券合計	94,723,229	52.82

重要な会計方針

ニューバーガー・パーマン・インベストメント・ファンズ・ピーエルシー（以下「当社」という）が採用している重要な会計方針は以下のとおりである。

財務諸表作成の基礎

財務諸表は、アイルランドで一般に公正妥当と認められており、1963年から2013年の会社法、2011年改正欧州委員会指令（譲渡可能証券への集合投資事業）、アイルランド証券取引所上場規則で構成される会計原則に準拠して作成されている。財務諸表の作成において、真正かつ公平な見方を示すアイルランドで一般に認められている会計基準は、アイルランド勅許会計士協会が公開、財務報告評議会（以下「FRC」という）が発行するものである。

財務諸表は原価法により作成されており、損益を通じて測定する公正価値で保有されている金融資産および金融負債の再評価により修正されている。評価時間は、関連取引日の午後4時（アイルランド時間）である。取引日は各営業日、もしくは取締役が事前に決定し、管理会社および受益証券保有者に通知する他の期日である。

財務諸表の形式と特定の表現は、1986年（改正）会社法、財務報告基準（以下「FRS」という）第3号「財務成績の報告」から採用されており、そのため、取締役の見解では、投資ファンドとしての当社の事業の性質をより適切に反映している。当社は、FRS第1号「キャッシュフロー計算書」に基づきオープンエンド型投資ファンドが利用可能な免除を利用し、キャッシュフロー計算書を作成していない。当期の表示に一致させるために、以前の報告額の一部が再分類されているが、報告されている純資産に影響を及ぼさなかった。

損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債

(i) 分類

FRS第26号「金融商品：測定、認識および再認識」は、関連する項目によりすべての金融商品进行分类するよう求めている。ポートフォリオ内の投資ポートフォリオで保有する有価証券の大部分は、売買目的保有の損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債としての分類の定義を満たしている。ポートフォリオでは短期取引が行われており、これらの有価証券はこの分類を満たしている。受取ポジションにあるすべてのデリバティブ（公正価値がプラスのもの）、買建オプションは、売買目的保有の損益を通じて公正価値で測定する金融資産に含まれる。支払ポジションにあるすべてのデリバティブ（公正価値がマイナスのもの）、売建オプションは、売買目的保有の損益を通じて公正価値で測定する金融負債に含まれる。

損益を通じた公正価値で測定しない金融資産には、ブローカー預け金、受取勘定が含まれ、これらは貸付金および債権に分類される。

損益を通じた公正価値で測定しない金融負債には、償却原価で測定するブローカー預り金、支払勘定が含まれる。

(ii) 当初測定

金融商品の売買は、財務報告上、取引日に計上される。金融商品の売却に係る実現損益は、先入れ先出し法を用いて求められる。損益を通じた公正価値で測定する金融資産に分類される金融商品は、当初、公正価値で測定され、このような商品の取引費用は損益計算書で直接計上されている。

(iii) 事後測定

当初測定後、当社は損益を通じた公正価値で測定する金融商品を公正価値で測定する。公正価値とは、公正妥当な取引において知識のある自発的な当事者間で資産を交換できるか、もしくは負債を決済できる金額である。金融商品の公正価値は、貸借対照表日の認められた取引所での公表相場価格、または未上場商品の場合には定評のあるブローカーやカウンターパーティーから入手した相場価格に基づいており、将来の見積り売却費用は控除していない。金融資産は直近の買呼値で計上され、金融負債は直近の売呼値で評価される。ただし、その公正価値をより良く反映させるためには調整が必要であると考えられる場合、取締役が金融資産の価値を調整することがある。

認められた証券取引所で、またはブローカーやカウンターパーティーから公表されている相場価格を入手できない場合、推定実現価値が当社の評価方針に従い慎重かつ誠実に算定される。このような推定実現価値は、最近の公正妥当な市場取引の使用、実質的に同等の他の商品の公正価値の参照、割引キャッシュフロー法、オプション価格決定モデル、また実際の市場取引で入手した信頼できる見積り価格を提供するその他の手法などの評価手法を用いて

管理会社によって決定されることもある。損益を通じた公正価値で測定する金融商品の公正価値の事後の変動は、損益計算書に計上される。

- (iv) 金融資産からのキャッシュフローに対する契約上の権利が消滅した場合、あるいは金融資産が譲渡されて、この譲渡がFRS第26号「金融商品：測定、認識および再認識」に従った認識の中止にあたる場合、当社は金融資産の認識を中止する。受取利息または支払利息は、契約条件に従い、それぞれ金利収入または金利費用に発生する。契約に定められている義務が解除、取消、消滅となった場合、当社は金融負債の認識を中止する。

不動産投資信託

不動産投資信託のユニットまたは受益証券は、買い気配値、入手不可能な場合は直近の入手可能な純資産価額、規制市場に上場していたり、規制市場で取引されている場合には、直近の取引価格または中間気配値、あるいは入手不可能であるか代表するものではない場合には、この集合投資ファンドと関連があるとみなされる直近の純資産価額で評価される。

投資ファンド

投資ファンドのユニットであるか、または投資ファンドに参加する投資の公正価値は、当該ユニットまたは参加の直近の入手可能な未監査の純資産価額である。上場ファンドのユニットまたは受益証券は買い気配値、入手不可能な場合は直近の入手可能な純資産価額、規制市場に上場していたり、規制市場で取引されている場合には、直近の取引価格で評価される。

参加証券

ポートフォリオは、参加証券に投資することがある。全額払い込み済みで行使価格がゼロである参加証券のリスク・リターン特性は、ポートフォリオが原資産である株式を直接取得していた場合と同じである。このような参加証券は、原資産である株式が上場している証券取引所または主要な市場における、原資産である株式の直近の買呼値、あるいは買呼値が入手不可能であるか、または代表するものでない場合には、そのような取引所または市場での直近の入手可能な中間価格で評価される。

モーゲージ関連証券

モーゲージ関連証券は、通常、各取引内で証券の別トランシェまたは別クラスとして発行される。これらの証券も、通常、ブローカー・ディーラーの気配値、または社内の価格決定モデルからの見積評価額を用いる価格決定サービス・プロバイダーによって評価される。これらの証券の価格決定モデルは、通常、各トランシェのトランシェ・レベルの属性、直近の市場データ、見積キャッシュフロー、市場ベースのイールドスプレッドを考慮し、入手可能であれば取引の担保のパフォーマンスを組み込む。

TBA証券

ポートフォリオは、通常の決済期間を越えた将来の期日に固定ユニット価格で証券を購入するために、To Be Announced（以下「TBA」という）の購入契約を結ぶことがある。ユニット価格は定められているが、元本は最終決定していない。ポートフォリオは決済日まで、購入価格を十分支払うことができるだけの現金もしくは高格付け債を保有、保持する。またはポートフォリオは、保有する他の証券の将来の売却について、相殺契約を結ぶことがある。証券の利益は、決済日まで発生しない。未決済のTBA購入契約は直近の市場価格で評価される。

ポートフォリオは、ポートフォリオのポジションをヘッジするために、あるいは特約日受渡契約で保有するモーゲージ証券を売却するために、TBA売却契約を結ぶことがある。TBA売却契約の収入は、契約上の決済日までには受け取ることができない。TBA売却契約が未決済である間、同等の受渡適格TBA、または決済日またはそれ以前に受渡可能な相殺TBA購入契約が、この取引の「カバー」として保有される。未決済のTBA売却契約は、通常、先述の会計方針に記載された手順に従い、直近の市場価格で評価される。

先渡為替契約

先渡為替契約とは、将来のある期日に所定の価格で通貨を売買する二者間契約を指す。先渡為替契約の市場価値は、将来の為替レートの変動に伴って増減する。先渡為替契約は日々値洗いされ、価値の変動はポートフォリオが未実現損益として計上される。実現損益は、契約開始時の価値と、契約終了時の価値の差異に等しく、通貨の受渡時または受領時、もし

くは先渡為替契約が同一のブローカーとの他の先渡為替契約の締結によって相殺される場合は、純損益の決済時に計上される。

先物取引契約

当初証拠金は、先物取引の契約時に、通常は現金および現金同等物で差し入れられる。先物取引契約の公正価値は、日々の決済価格に基づく。未決済の先物取引契約の価値の変動は、実現損益が認識される契約終了時まで、先物取引契約の未実現損益として認識される。未決済の先物取引契約の損益は、各関連ファンドの投資有価証券明細表、また必要に応じて、損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債として貸借対照表に記載されている。

スワップ契約

スワップ契約とは、ある商品によって生成されるリターンを他の商品のリターンと交換するために、ポートフォリオとカウンターパーティーとの間で非公開に交渉する契約である。一部のスワップ契約はネット決済である。店頭（以下「OTC」という）スワップ契約を締結する際、また取引期間中、ポートフォリオおよびスワップのカウンターパーティーは、各スワップ契約の条件に従い、デフォルトや破綻、支払不能が発生した場合に資産に価値と償還請求権を与えるために、現金または有価証券を担保として差し入れるか、または受領することがある。

金利スワップ

ポートフォリオは金利スワップ契約を結ぶことがあり、これは、ポートフォリオの金利エクスポージャーを管理するために、想定元本に基づいてキャッシュフローを交換する二者間の取り決めである。金利スワップ契約は、場合によってカウンターパーティー、あるいは価格決定サービスからの呼値に基づき、日々値洗いを行う。また価値の変動があれば、未実現損益として計上される。支払額または受取額は、実現損益の一部として計上される。

クレジット・デフォルト・スワップ

クレジット・デフォルト・スワップとは二者間の金融契約であり、これに基づきプロテクションの買い手は、対象の事業体に係る破綻、デフォルト、再編などのクレジット・イベントの発生に付随するプロテクションの売り手による支払と引き換えに、通常、想定元本に対する年率のベースポイントで表示される手数料を支払う。クレジット・イベント、および付随的な支払を決定するために適用される決済方法については、取引時にカウンターパーティー間で交渉する。

クレジット・イベントが宣言されると、プロテクションの買い手は契約を決済する権利をもつ。決済は通常、現物で行われ、プロテクションの買い手は、契約の想定元本を上限に対象の事業体の債券を受け渡す権利をもつ。これと引き換えに、プロテクションの買い手は、債務の額面価格を受け取る。プロテクションの売り手は、債券または債務の代替資産の買い手と合成的に同等である。プロテクションの買い手は、債券またはその他のクレジット・エクスポージャーの合成的な空売りまたはヘッジと同等である。

クレジット指数のクレジット・デフォルト・スワップ契約とは、クレジット指数を構成する対象の事業体のすべて、または一部で償却、元本不足、金利不足、デフォルトなどが発生した際に特定のリターンを受け取る権利と引き換えに、一方の当事者がもう一方の当事者に支払を行うものである。クレジット指数は、クレジット市場全体のある部分を代表することを目的としたクレジット商品またはクレジット・エクスポージャーのバスケットのリストである。指数の構成銘柄は、投資適格証券、高利回り証券、アセットバック証券、エマージング市場証券、各セクター内の様々な格付けの証券などである。クレジット指数は、固定スプレッドなどの標準化された条件で、標準的な満期で、クレジット・デフォルト・スワップを用いて取引される。インデックス・クレジット・デフォルト・スワップは、その指数に含まれるすべての銘柄を参照し、デフォルトが発生した場合には、当該銘柄の指数におけるウェイトに基づいて、そのクレジット・イベントは決済される。指数の構成銘柄は、定期的に、通常は6ヶ月ごとに入れ替えられ、大部分の指数では各銘柄は等加重である。

クレジット・デフォルト・スワップ契約の使用は、ポートフォリオへのメリットが、原資産である商品への直接投資によって得られるメリットを正確に反映する範囲、またスワップが、そうでなければ想定されないリスクにポートフォリオをさらさない範囲に制限されている（クレジット・デフォルト・スワップのカウンターパーティーに対するエクスポージャーを除く）。プロテクションの売り手としてポートフォリオが受領する前払金は、ポートフォリオの勘定に負債として計上される。プロテクションの買い手としてポートフォリオが支払う前払金は、ポートフォリオの勘定に資産として計上される。ポートフォリオが授受する支払は、実現損益として計上される。クレジット・デフォルト・スワップは、価格決定サービス・プロバイダーを利用して評価される。価格決定サービス・プロバイダーを利用できない場合、契約は、カウンターパーティーからの呼値に基づいて、または評価モデルを用いる算定に基づいて、日々値洗いを行う。変動がある

場合は、未実現損益として計上される。クレジット・イベント、または契約終了の結果、授受する支払は、前払金の比例相当額を控除して実現損益として認識される。

トータル・リターン・スワップ

ポートフォリオは、LIBORまたは他の指数を上回る、もしくは下回る一定のリターンを追求して、ポートフォリオの資産の構成を反映している指数のリターンを取引するために、トータル・リターン・ストラクチャード・スワップ取引を行うことがある。ポートフォリオが授受するリターンについては、スワップ取引の前に交渉し、スワップの期間を通じて固定する。

ポートフォリオは、直接投資や、先物契約といったその他のデリバティブを用いるのが現実的、あるいは経済的でないような状況において、市場エクスポージャーを得るために、トータル・リターン・ストラクチャード・スワップ取引を行うことがある。スワップはカウンターパーティーから受け取る相場価格に基づいて、あるいは価格決定サービスを利用して、また場合によっては評価モデルを用いた算定に基づいて日々値洗いする。評価モデルで用いる重要な前提と計算式は、個別のタームシートで明確に定められている。通常、トータル・リターンは、指数の日々の水準、または日次価格に事前に定められた想定元本を掛け合わせた値によって決まる。全体を評価するために、資金調達部分は組み込まれている。

評価額の変動があれば、未実現損益として計上される。支払の授受は、実現損益として計上される。当社は投資有価証券明細表において年末時点のトータル・リターン・スワップ契約残高を開示している。

クロスカレンシー・スワップ

クロスカレンシー・スワップ契約とは、後日、所定の為替レートで解消することに合意している2つの異なる通貨を交換する二者間の取り決めである。契約開始日の通貨の交換は、直近のスポットレートで行われる。満期での再交換は、所定の同一の為替レート、あるいはその時点で直近のスポットレートで行われる。該当する場合、契約開始時に二通貨で入手可能な金利に基づき、二者間で利息が支払われる。クロスカレンシー・スワップ契約の期間は、何年も延長することができる。クロスカレンシー・スワップについては通常、商業銀行、投資銀行と交渉される。クロスカレンシー・スワップによっては、元本のキャッシュフローではなく、利息のキャッシュフローのみを交換するものもある。

オプション

ポートフォリオがオプションを売り建てる場合、ポートフォリオが受領したプレミアムと同じ額が負債として計上される。そして売り建てオプションの直近の公正価値が、後にこの金額で調整される。行使された売り建てコール・オプションのプレミアムは、実現損益を決定する際の実資産である証券または外国通貨の売却収入に加えられる。行使された売り建てプット・オプションのプレミアムは、証券または外国通貨の取得コストから差し引かれる。失効した売り建てオプションから受領したプレミアムは、実現利益として処理される。行使された買い建てプット・オプションのプレミアムは、実現損益を決定する際の実資産である証券または外国通貨の売却収入から差し引かれる。行使された買い建てコール・オプションについて支払われたプレミアムは、証券または外国通貨の取得コストに加えられる。未行使のまま失効したオプションの購入について支払われたプレミアムは、実現損失として処理される。上場オプションは、関連取引所が決定する決済価格で評価される。

差金決済取引

差金決済取引は、差金決済取引の基準通貨に転換された原資産である証券の市場終値から、別々に計上されている各契約に帰属する金融費用を差し引いた金額に基づいて評価される。直近の市場価値は貸借対照表に示されている。差金決済取引の締結にあたり、当社は、契約額の一定割合に等しい現金またはその他の資産を担保としてブローカーに差し入れるよう求められることがある（以下「当初証拠金」という）。その後は原資産である証券の価値の変動に応じて、当社は定期的に「変動証拠金」を授受する。差金決済取引の契約期間中、契約額の評価の変動は未実現損益として計上され、原資産である証券の価値を反映させるために各評価日に値洗いされる。契約終了時の実現損益は、差金決済取引の開始時の価値（金融費用を含む）と、終了時の価値との差に相当する。

未決済の差金決済取引に帰属する配当金（源泉税控除後）は、年度末に未収配当金とみなされる。

金融商品の相殺

認識された金額を相殺する法的に強制力のある権利があり、純額ベースで決済する意図がある場合、もしくは資産の認識と負債の決済を同時に行う場合、金融資産および金融負債は相殺されて貸借対照表には純額が計上される。

現金及び現金同等物

現金には銀行の当座預金を含む。現金同等物とは、容易に一定金額に換金可能で、価値が変動するリスクは小さく、投資やその他の目的ではなく、短期の現金支払義務を果たすために保有されている短期の流動性が高い投資である。

現金及び現金同等資産は、（投資会社、管理会社と相談の上）取締役の意見で真の価値を反映させるために調整が必要な場合を除き、額面と、妥当であれば関連取引日の評価ポイントに対する未収利息で評価される。

外貨換算

機能表示通貨

ニューバーガー・バーマン・ヨーロッパ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの機能表示通貨はユーロである。他のすべてのポートフォリオの機能表示通貨は米ドルである。当社の純資産の大部分の基準通貨は米ドルであるため、米ドルが集計通貨としては最適と思われる。

取引及び残高

ポートフォリオの機能通貨以外の通貨建てである資産および負債は、貸借対照表日における実勢為替レートで機能通貨に換算される。ポートフォリオの機能通貨以外の通貨での取引は、取引日における実勢為替レートで機能通貨に換算される。為替取引の損益は、当年度の運用成績を決定するにあたり損益勘定に計上される。

機能通貨以外での払込金と償還可能な参加型受益証券の償還金は、取引日における実勢為替レートで機能通貨に換算される。貸借対照表は年末時点の為替レートをを用いて換算される。損益計算書、純資産変動計算書は、年間の平均レートで換算される。

利益および費用の認識

受取配当金は、ポートフォリオがその情報を合理的に入手可能な範囲で、関連証券の「配当落ち」日に損益勘定において認識される。受取配当金および受取利息は、回収不可能な源泉税を含めて表示され、損益勘定に別々に開示されて税額が控除される。銀行預金利息は受領ベースで会計処理される。

受取利息および費用は、すべての債務商品について実効金利法を用いて損益勘定において認識される。実効金利法とは、関連期間にわたり、金融資産または金融負債の償却コストを算出したり、受取利息または支払利息を配分したりする方法である。実効金利とは、予想される金融商品の期間を通じて、もしくは妥当であれば、もっと短い期間に、金融資産または金融負債の簿価価額純額に、将来の現金授受の見積り額を正確に割り引く金利である。

投資の実現損益

損益を通じて公正価値で測定する金融資産の売却による実現損益は、先入れ先出し法で算出される。損益を通じて公正価値で測定する金融資産の売却に係る、購入日と売却日の間の関連する為替レートの変動は、損益を通じて公正価値で測定する金融資産の純利益（損失）に含まれる。投資に係る取引は、ポートフォリオが当該資産の売買を約束する期日である取引日に会計処理される。

税金

現行の法律および実務の下で、当社は1997年改正所得税法第739B（1）条に規定する投資会社としての資格を有している。これにもとづけば、関連する収入または利益に対してアイルランドの税金は課税されない。ただし、当社において課税対象事由が発生した場合、アイルランドの税金が生じることがある。

課税対象事由とは、受益証券保有者への分配金の支払や換金、償還、株式の譲渡、および当該株式の取得から8年間の各年末時点での株式保有などである。以下に係る課税対象事由について、当社ではアイルランドの税金は発生しない。

- (i) 課税対象事由の発生時点で、税務上、アイルランド居住者でもアイルランドの通常居住者でもない受益証券保有者。ただし、当社が1997年改正所得税法の規定に従った適切かつ有効な申告書を提出するものとする。
- (ii) 当社に必要な法定申告書を提出しているアイルランドで非課税の居住者である受益証券保有者。

当年度に課税対象事由は発生しなかった。

（もしあれば投資に対して）当社が受領したキャピタルゲイン、配当金、利息には、投資収益を受け取った国から源泉税が課されることがある。当社またはその受益証券保有者は、このような税金を回収することはできない。

2010年財政法の規定では、関連する申告書が提出されていない場合に、アイルランドの税金を控除せずに非居住者の投資家に支払うために、「同等の指標」を満たすことを条件に、税務委員はアイルランド国外で売り出される投資ファンドを承認することがある。承認を受けようとする会社は、関連する条件の順守を確認する税務委員に書面で申請しなければならない。2014年12月31日現在、ニューバーガー・バーマン・インベストメント・ファンズ・ピーエルシーは、税務委員からの承認を申請していない。

償還可能参加型受益証券

償還可能参加型受益証券は保有者の選択で償還可能であり、金融負債に分類される。これらの受益証券の分配金は、損益勘定において金融費用として認識される。償還可能参加型受益証券は、ポートフォリオの純資産価額の比例分に等しい現金と引き換えに取引日にポートフォリオに戻すことができる。保有者がポートフォリオに受益証券を戻す権利を行使した場合、償還可能参加型受益証券は貸借対照表日時点で未払いの償還額で計上される。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジあり>

平成28年2月29日現在

資産総額	120,109,387円
負債総額	113,552円
純資産総額（ - ）	119,995,835円
発行済数量	130,927,005口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9165円

米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジなし>

平成28年2月29日現在

資産総額	446,256,155円
負債総額	392,605円
純資産総額（ - ）	445,863,550円
発行済数量	511,020,925口
1口当たり純資産額（ / ）	0.8725円

（参考）

D I A Mマネーマザーファンド

平成28年2月29日現在

資産総額	8,496,381,155円
負債総額	0円
純資産総額（ - ）	8,496,381,155円
発行済数量	8,415,186,651口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0096円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3)受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5)受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書提出日現在の資本金の額	20億円
発行する株式総数	80,000株
発行済株式総数	24,000株

直近5カ年の資本金の変動

該当事項はありません。

(2) 会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補欠または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長1名、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

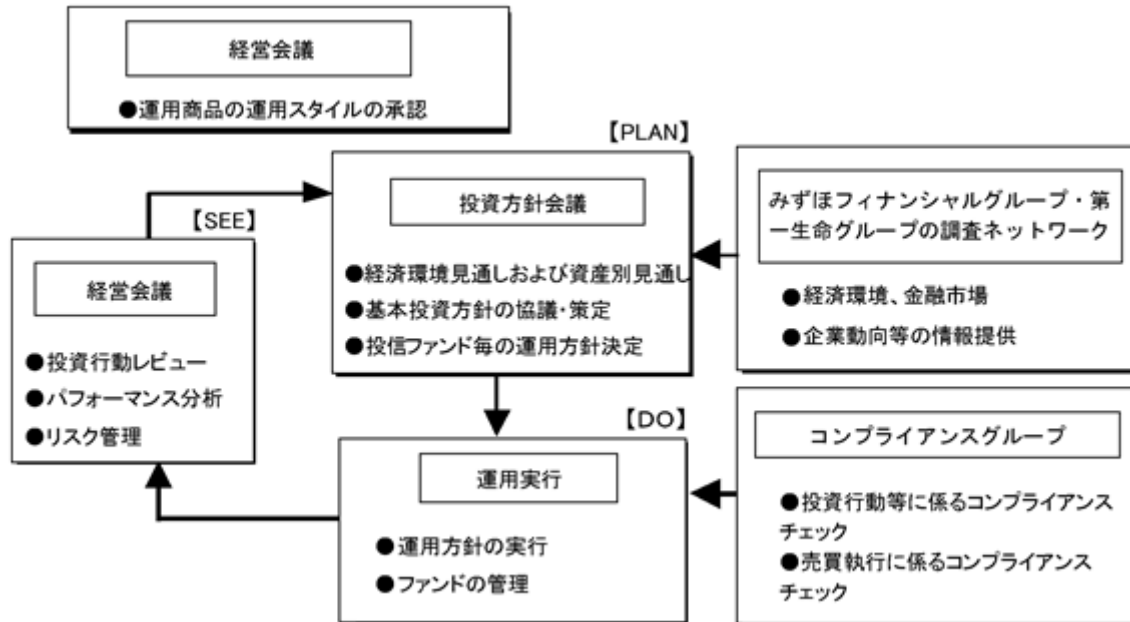
投資運用の意思決定機構

委託会社が運用指図権を有するファンドに係る運用スタイルの承認は、原則として月3回開催される経営会議のうち、月2回の経営会議において決定します。なお、議長は社長とします。

ファンド全般に係る経済環境見通しおよび資産別市場見通しならびにファンド毎の運用方針は、投資方針会議において協議し、策定します。投資方針会議は原則として月1回開催され、議長は運用部門担当取締役とします。

各ファンドにおける有価証券の売買等の意思決定は、原則として運用担当者が行います。すなわち、運用担当者は、投資方針会議において決定された運用方針を受けて、各ファンドの投資方針に基づき運用計画を策定し、有価証券への運用指図を行います。

運用担当者による運用計画の策定および有価証券等の運用指図に関する意思決定は、運用担当者自身の調査活動、アナリスト等の調査活動、その他の活動によって得られた当該有価証券等に関する情報に基づいて行われ、それらの活動の成果である各ファンドの投資運用の実績は、原則として月3回開催される経営会議のうち、月1回検討・評価されます。



上記体制は平成28年2月29日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に基づく登録を受けて、投資助言・代理業および第二種金融商品取引業を営んでいます。

平成28年2月29日現在、委託会社の運用する投資信託は415本（親投資信託を除く）あり、以下の通りです。

基本的性格	本数	純資産総額 (単位：円)
単位型株式投資信託	5	23,629,020,732
追加型株式投資信託	370	5,576,357,548,539
単位型公社債投資信託	40	294,039,557,704
追加型公社債投資信託	0	0
合計	415	5,894,026,126,975

3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社であるD I A Mアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2．財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

3．委託会社は、第30期事業年度（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受け、第31期中間会計期間（自平成27年4月1日至平成27年9月30日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第29期 (平成26年3月31日現在)	第30期 (平成27年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	11,487,360	12,051,921
金銭の信託	10,952,459	14,169,657
前払費用	64,554	57,309
未収委託者報酬	3,854,410	4,622,292
未収運用受託報酬	1,415,502	1,737,052
未収投資助言報酬	2 255,218	2 312,206
未収収益	275,082	260,845
繰延税金資産	401,327	411,797
その他	23,246	46,782
流動資産計	28,729,163	33,669,865
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 122,181	1 138,967
車両運搬具	1 1,615	1 941
器具備品	1 140,023	1 243,908
建設仮勘定	29,509	49,116
無形固定資産		
商標権	1 195	1 101
ソフトウェア	1 1,188,444	1 1,702,633
ソフトウェア仮勘定	642,834	202,399
電話加入権	7,148	7,148
電信電話専用施設利用権	1 231	1 188
投資その他の資産		
投資有価証券	4,178,284	4,343,365
関係会社株式	617,159	613,137
繰延税金資産	2,119,074	2,316,596
繰延税金資産	622,698	582,861
差入保証金	731,197	733,907
その他	88,154	96,862
固定資産計	6,310,469	6,688,771
資産合計	35,039,633	40,358,637

（単位：千円）

	第29期 （平成26年3月31日現在）	第30期 （平成27年3月31日現在）
（負債の部）		
流動負債		
預り金	760,493	1,605,579
未払金	1,972,562	2,515,377
未払償還金	51,109	49,873
未払手数料	1,554,065	1,836,651
その他未払金	367,387	628,852
未払費用	2 1,466,924	2 2,196,267
未払法人税等	1,721,861	1,539,263
未払消費税等	195,272	671,243
賞与引当金	668,366	722,343
その他	10,000	30,000
流動負債計	6,795,481	9,280,074
固定負債		
退職給付引当金	947,759	868,928
役員退職慰労引当金	136,010	110,465
固定負債計	1,083,769	979,394
負債合計	7,879,251	10,259,468
（純資産の部）		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	2,428,478	2,428,478
資本準備金	2,428,478	2,428,478
利益剰余金	22,488,744	25,417,784
利益準備金	123,293	123,293
その他利益剰余金		
別途積立金	17,130,000	19,480,000
研究開発積立金	300,000	300,000
運用責任準備積立金	200,000	200,000
繰越利益剰余金	4,735,451	5,314,491
株主資本計	26,917,222	29,846,262
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	243,159	252,905
評価・換算差額等計	243,159	252,905
純資産合計	27,160,381	30,099,168
負債・純資産合計	35,039,633	40,358,637

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第29期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		第30期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬	25,437,511		28,170,831	
運用受託報酬	6,328,414		7,064,021	
投資助言報酬	926,837		1,032,659	
その他営業収益	835,020		828,240	
営業収益計		33,527,783		37,095,752
営業費用				
支払手数料	11,284,530		12,416,659	
広告宣伝費	316,226		527,620	
公告費	319		288	
調査費	5,226,606		6,317,052	
調査費	3,635,440		4,129,778	
委託調査費	1,591,166		2,187,273	
委託計算費	356,496		385,121	
営業雑経費	540,260		488,963	
通信費	32,834		34,089	
印刷費	466,075		414,215	
協会費	25,048		24,177	
諸会費	38		37	
支払販売手数料	16,264		16,443	
営業費用計		17,724,440		20,135,705
一般管理費				
給料	5,009,676		5,260,910	
役員報酬	255,603		242,666	
給料・手当	4,171,884		4,378,307	
賞与	582,188		639,936	
交際費	34,917		37,625	
寄付金	2,515		2,697	
旅費交通費	232,436		242,164	
租税公課	103,775		127,947	
不動産賃借料	683,633		686,770	
退職給付費用	221,376		218,863	
固定資産減価償却費	561,503		628,056	
福利厚生費	32,812		33,310	
修繕費	9,184		13,807	
賞与引当金繰入額	668,366		722,343	
役員退職慰労引当金繰入額	47,298		50,327	
役員退職慰労金	6,528		25,501	
機器リース料	35		87	
事務委託費	215,100		231,303	
事務用消耗品費	67,394		67,208	
器具備品費	3,191		5,869	
諸経費	118,672		135,032	
一般管理費計		8,018,417		8,489,827
営業利益		7,784,925		8,470,220

（単位：千円）

	第29期 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）		第30期 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）	
営業外収益				
受取配当金	15,024		17,346	
受取利息	2,318		2,404	
時効成立分配金・償還金	33,872		974	
為替差益	-		652	
雑収入	4,746		1,822	
営業外収益計		55,962		23,200
営業外費用				
為替差損	7,364		-	
金銭の信託運用損	213,744		163,033	
時効成立後支払分配金・償還金	-		65	
外国税支払損失	-		47,515	
雑損失	10,952		-	
営業外費用計		232,061		210,614
経常利益		7,608,826		8,282,806
特別損失				
固定資産除却損	1	22	1	12,988
固定資産売却損	2	1,448	2	-
ゴルフ会員権売却損		-		1,080
関係会社株式評価損		-		202,477
特別損失計		1,470		216,547
税引前当期純利益		7,607,355		8,066,259
法人税、住民税及び事業税		2,934,516		2,969,684
法人税等調整額		13,207		29,428
法人税等合計		2,921,308		2,940,256
当期純利益		4,686,047		5,126,003

（ 3 ） 【株主資本等変動計算書】

第29期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				利益剰余金 合計	
		資本準備金	利益 準備金	その他利益剰余金					
				別途積立金	研究開発 積立金	運用責 任準備 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,000	2,428,478	123,293	16,330,000	300,000	200,000	3,945,403	20,898,697	25,327,175
会計方針の変 更による累積 的影響額									
会計方針の変更 を反映した当期 首残高	2,000,000	2,428,478	123,293	16,330,000	300,000	200,000	3,945,403	20,898,697	25,327,175
当期変動額									
剰余金の配当							3,096,000	3,096,000	3,096,000
別途積立金の 積立				800,000			800,000	-	-
当期純利益							4,686,047	4,686,047	4,686,047
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	800,000	-	-	790,047	1,590,047	1,590,047
当期末残高	2,000,000	2,428,478	123,293	17,130,000	300,000	200,000	4,735,451	22,488,744	26,917,222

	評価・換算 差額等	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	
当期首残高	103,768	25,430,943
会計方針の変 更による累積 的影響額		
会計方針の変更 を反映した当期 首残高	103,768	25,430,943
当期変動額		
剰余金の配当		3,096,000
別途積立金の 積立		-
当期純利益		4,686,047
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	139,391	139,391
当期変動額合計	139,391	1,729,438
当期末残高	243,159	27,160,381

第30期（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					株主資本 合計
		資本準備金	利益 準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計	
				別途積立金	研究開発 積立金	運用責 任準備 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,000	2,428,478	123,293	17,130,000	300,000	200,000	4,735,451	22,488,744	26,917,222
会計方針の変 更による累積 的影響額							131,037	131,037	131,037
会計方針の変更 を反映した当期 首残高	2,000,000	2,428,478	123,293	17,130,000	300,000	200,000	4,866,488	22,619,781	27,048,259
当期変動額									
剰余金の配当							2,328,000	2,328,000	2,328,000
別途積立金の 積立				2,350,000			2,350,000	-	-
当期純利益							5,126,003	5,126,003	5,126,003
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	2,350,000	-	-	448,003	2,798,003	2,798,003
当期末残高	2,000,000	2,428,478	123,293	19,480,000	300,000	200,000	5,314,491	25,417,784	29,846,262

	評価・換算 差額等	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	
当期首残高	243,159	27,160,381
会計方針の変 更による累積 的影響額		131,037
会計方針の変更 を反映した当期 首残高	243,159	27,291,419
当期変動額		
剰余金の配当		2,328,000
別途積立金の 積立		-
当期純利益		5,126,003
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	9,746	9,746
当期変動額合計	9,746	2,807,749
当期末残高	252,905	30,099,168

重要な会計方針

項目	第30期 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの：移動平均法による原価法</p>
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. デリバティブの評価基準及び評価方法	時価法
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。それ以外の無形固定資産については、定額法によっております。</p>
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金は、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来支給見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理 過去勤務費用：発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>
7. 消費税等の処理方法	税抜方式によっております。

会計方針の変更

第30期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率を使用する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が203,600千円減少し、繰越利益剰余金が131,037千円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ9,168千円増加しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 固定資産の減価償却累計額

（千円）

	第29期 （平成26年3月31日現在）	第30期 （平成27年3月31日現在）
建物	562,127	582,075
車両運搬具	3,308	3,981
器具備品	664,016	735,461
商標権	742	836
ソフトウェア	1,502,289	2,015,473
電信電話専用施設利用権	1,365	1,408

2. 関係会社項目

関係会社に関する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものが含まれております。

（千円）

		第29期 （平成26年3月31日現在）	第30期 （平成27年3月31日現在）
流動資産	未収投資助言報酬	255,084	311,994
流動負債	未払費用	392,646	492,035

（損益計算書関係）

1. 固定資産除却損の内訳

（千円）

	第29期 （自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）	第30期 （自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）
器具備品	22	0
ソフトウェア	0	12,988

2. 固定資産売却損の内訳

（千円）

	第29期 （自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）	第30期 （自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）
器具備品	1,448	-

（株主資本等変動計算書関係）

第29期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,000	-	-	24,000
合計	24,000	-	-	24,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 （千円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成25年6月28日 定時株主総会	普通 株式	3,096,000	129,000	平成25年3月31日	平成25年7月1日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 （千円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成26年6月30日 定時株主総会	普通 株式	利益剰 余金	2,328,000	97,000	平成26年3月31日	平成26年7月1日

第30期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,000	-	-	24,000
合計	24,000	-	-	24,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月30日 定時株主総会	普通 株式	2,328,000	97,000	平成26年3月31日	平成26年7月1日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成27年6月29日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月29日 定時株主総会	普通 株式	利益剰 余金	2,544,000	106,000	平成27年3月31日	平成27年6月30日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については短期的な預金等に限定しております。

デリバティブ取引は、後述するリスクを低減する目的で行っております。取引は実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

取引の方針については社内会議で審議のうえ個別決裁により決定し、取引の実行とその内容の確認についてはそれぞれ担当所管を分離して実行しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券の主な内容は、政策投資目的で保有している株式であります。

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引を利用して一部リスクを低減しております。

長期差入保証金の主な内容は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金等でありませ

金銭の信託に含まれるデリバティブ取引は為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引であり、金銭の信託に含まれる投資信託に係る為替及び市場価格の変動リスクを低減する目的で行っております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

為替相場及び株式相場の変動によるリスクを有しておりますが、取引先は信用度の高い金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰計画を確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

第29期（平成26年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	11,487,360	11,487,360	-
(2) 金銭の信託	10,952,459	10,952,459	-
(3) 投資有価証券 その他有価証券	536,913	536,913	-
資産計	22,976,732	22,976,732	-
(1) 未払法人税等	1,721,861	1,721,861	-
負債計	1,721,861	1,721,861	-

第30期（平成27年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	12,051,921	12,051,921	-
(2) 金銭の信託	14,169,657	14,169,657	-
(3) 投資有価証券 その他有価証券	532,891	532,891	-
資産計	26,754,470	26,754,470	-
(1) 未払法人税等	1,539,263	1,539,263	-
負債計	1,539,263	1,539,263	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負 債

(1) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(千円)

区分	第29期 (平成26年3月31日現在)	第30期 (平成27年3月31日現在)
非上場株式	80,246	80,246
関係会社株式	2,119,074	2,316,596
差入保証金	731,197	733,907

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

当事業年度において、関係会社株式について202,477千円の減損処理を行っております。

差入保証金は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金等であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第29期（平成26年3月31日現在）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	11,486,870	-	-	-
合計	11,486,870	-	-	-

第30期（平成27年3月31日現在）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	12,051,921	-	-	-
合計	12,051,921	-	-	-

（注4）社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額
該当事項はありません。

（有価証券関係）

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（第29期の貸借対照表計上額2,119,074千円、第30期の貸借対照表計上額2,316,596千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

4. その他有価証券

第29期（平成26年3月31日現在）

（千円）

区 分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	522,887	146,101	376,785
債券	-	-	-
その他（投資信託）	4,551	3,000	1,551
小計	527,439	149,101	378,337
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他（投資信託）	9,474	10,000	526
小計	9,474	10,000	526
合計	536,913	159,101	377,811

（注）非上場株式（貸借対照表計上額80,246千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第30期（平成27年3月31日現在）

（千円）

区 分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	516,710	146,101	370,608
債券	-	-	-
その他（投資信託）	16,181	13,000	3,181
小計	532,891	159,101	373,789
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他（投資信託）	-	-	-
小計	-	-	-
合計	532,891	159,101	373,789

（注）非上場株式（貸借対照表計上額80,246千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券
該当事項はありません。

6. 当該事業年度中に売却したその他有価証券
該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券
該当事項はありません。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託

第29期（平成26年3月31日現在）

	貸借対照表日における 貸借対照表計上額（千円）	当事業年度の損益に含まれた 評価差額（千円）
運用目的の金銭の信託	10,952,459	1,628,835

第30期（平成27年3月31日現在）

	貸借対照表日における 貸借対照表計上額（千円）	当事業年度の損益に含まれた 評価差額（千円）
運用目的の金銭の信託	14,169,657	2,544,066

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度(非積立型制度であります)を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	第29期 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)	第30期 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)
退職給付債務の期首残高	936,125	1,079,828
会計方針の変更による累積的影響額	-	203,600
会計方針の変更を反映した期首残高	936,125	876,227
勤務費用	124,724	128,297
利息費用	14,405	7,798
数理計算上の差異の発生額	14,996	10,345
退職給付の支払額	34,684	49,633
過去勤務費用の発生額	24,260	-
退職給付債務の期末残高	1,079,828	973,035

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(千円)

	第29期	第30期
	(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	1,079,828	973,035
未積立退職給付債務	1,079,828	973,035
未認識数理計算上の差異	112,660	89,550
未認識過去勤務費用	19,408	14,556
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	947,759	868,928
退職給付引当金	947,759	868,928
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	947,759	868,928

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(千円)

	第29期	第30期
	(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
勤務費用	124,724	128,297
利息費用	14,405	7,798
数理計算上の差異の費用処理額	35,858	33,455
過去勤務費用の費用処理額	4,852	4,852
確定給付制度に係る退職給付費用	179,840	174,402

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

	第29期	第30期
	(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
割引率	1.5%	0.89%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、第29期事業年度41,536千円、第30期事業年度43,461千円であり
ます。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第29期	第30期
	(平成26年3月31日現在)	(平成27年3月31日現在)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払事業税	123,518	118,238
未払事業所税	5,841	5,527
賞与引当金	238,205	239,095
未払法定福利費	31,036	30,557
未払確定拠出年金掛金	2,724	2,650
外国税支払損失	-	15,727
減価償却超過額（一括償却資産）	3,183	2,158
減価償却超過額	152,470	130,844
繰延資産償却超過額（税法上）	10,908	2,710
退職給付引当金	337,781	281,232
役員退職慰労引当金	48,474	35,724
ゴルフ会員権評価損	2,138	1,940
関係会社株式評価損	121,913	176,106
繰延税金資産合計	1,078,198	1,042,515
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	54,172	47,855
繰延税金負債合計	54,172	47,855
差引繰延税金資産の純額	1,024,025	994,659

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げが行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来35.64%から、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.10%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.34%となります。

この変更により、当事業年度末の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は89,582千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額は94,466千円増加し、その他有価証券評価差額金は12,335千円増加しております。

（セグメント情報等）

1．セグメント情報

当社は、投資信託及び投資顧問を主とした資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

2．関連情報

第29期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

（1）サービスごとの情報

	投資信託 （千円）	投資顧問 （千円）	その他 （千円）	合計 （千円）
営業収益	25,437,511	7,255,251	835,020	33,527,783

（注）一般企業の売上高に代えて、営業収益を記載しております。

（2）地域ごとの情報

営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

第30期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

（1）サービスごとの情報

	投資信託 （千円）	投資顧問 （千円）	その他 （千円）	合計 （千円）
営業収益	28,170,831	8,096,680	828,240	37,095,752

（注）一般企業の売上高に代えて、営業収益を記載しております。

（2）地域ごとの情報

営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

(関連当事者との取引)

(1) 親会社及び法人主要株主等

第29期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
その 他 の 関 係 会 社	第一生命保険株式会社	東京都千代田区	2,102 億円	生命保険業	(被所有) 直接 50%	兼務1名, 出向2名, 転籍3名	資産運用 の助言	資産運用の 助言の顧問 料の受入	801,412	未収投資 助言報酬	212,159

第30期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
その 他 の 関 係 会 社	第一生命保険株式会社	東京都千代田区	3,431 億円	生命保険業	(被所有) 直接 50%	兼務2名, 出向3名, 転籍2名	資産運用 の助言	資産運用の 助言の顧問 料の受入	862,448	未収投資 助言報酬	237,575

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資産運用の助言の顧問料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

(2)子会社等

第29期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	DIAM International Ltd	London United Kingdom	4,000千GBP	資産の運用	(所有)直接100%	兼務2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	627,855	未払費用	224,758
	DIAM U.S.A., Inc.	New York U.S.A.	4,000千USD	資産の運用	(所有)直接100%	兼務2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	251,110	未払費用	97,587

第30期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	DIAM International Ltd	London United Kingdom	4,000千GBP	資産の運用	(所有)直接100%	兼務2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	658,756	未払費用	235,583
	DIAM U.S.A., Inc.	New York U.S.A.	4,000千USD	資産の運用	(所有)直接100%	兼務2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	383,980	未払費用	173,074
	DIAM SINGAPORE PTE.LTD.	Central Singapore	1,100,000千円	資産の運用	(所有)直接100%	兼務2名	当社預り資産の運用	増資の引受	400,000	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額及び期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

(注3) 増資の引受は、子会社が行った増資を引き受けたものであります。

(3)兄弟会社等

第29期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業上 の 関係				
その 他 の 関 係 会 社 の 子 会 社	株式会社 みずほ銀行 (旧株式 会社みず ほコーポ レート銀 行)	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	-	-	当社設定投 資信託の販 売、預金取 引	投資信託の 販売代行手 数料 預金の預入 (純額) 受取利息	1,629,874 775,579 2,073	未払 手数料 現金・ 預金 未収 収益	224,525 10,724,847 12
	株式会社 みずほ銀 行	東京都 千代田 区	7,000 億円	銀行業	-	-	当社設定投 資信託の販 売、預金取 引	投資信託の 販売代行手 数料 預金の引出 (純額)	432,201 203,876	-	-
	みずほ第 一ファイ ナンシャル テクノロ ジー株式 会社	東京都 千代田 区	2億円	金融 技術 研究等	-	-	当社預り資 産の助言	当社預り資 産の助言の 顧問料の支 払 業務委託料 の支払	287,136 11,810	未払 費用 未払金	155,413 2,646
	資産管理 サービス 信託銀行 株式会社	東京都 中央区	500 億円	資産管 理等	-	-	当社信託財 産の運用	信託元本の 追加 (純額) 信託報酬の 支払	1,000,000 7,933	金銭の 信託	10,952,459

第30期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業上 の 関係				
その他の 関係 会社 の子 会社	株式会社 みずほ銀 行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	-	-	当社設定投 資信託の販 売、預金取 引	投資信託の 販売代行手 数料	2,217,439	未払 手数料	306,365
								預金の預入 (純額)	551,351	現金・ 預金	11,276,198
								受取利息	2,139	未収 収益	71
	みずほ第 一フィナ ンシャル テクノロ ジー株式 会社	東京都 千代田 区	2億円	金融 技術 研究等	-	兼務 1名	当社預り資 産の助言	当社預り資 産の助言の 顧問料の支 払	407,531	未払 費用	240,725
								業務委託料 の支払	8,540	未払金	6,501
	資産管理 サービス 信託銀行 株式会社	東京都 中央区	500 億円	資産管 理等	-	-	当社信託財 産の運用	信託元本の 追加 (純額)	3,500,000	金銭の 信託	14,169,657
								信託報酬の 支払	8,254		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 資産の助言の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注3) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

(注4) 預金取引は、市場金利を勘案した利率が適用されております。

(注5) 信託報酬は、一般的取引条件を勘案した料率が適用されております。

（1株当たり情報）

	第29期 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）	第30期 （自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日）
1株当たり純資産額	1,131,682円58銭	1,254,132円02銭
1株当たり当期純利益金額	195,251円97銭	213,583円46銭

（注1）潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

（注2）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第29期 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）	第30期 （自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日）
当期純利益	4,686,047千円	5,126,003千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	4,686,047千円	5,126,003千円
期中平均株式数	24,000株	24,000株

（注3）「会計方針の変更」に記載の通り、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の1株当たり純資産額が5,718円34銭増加し、1株当たり当期純利益金額が258円46銭増加しております。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		第31期中間会計期間末 (平成27年9月30日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		10,613,571
金銭の信託		14,000,363
前払費用		141,040
未収委託者報酬		4,528,913
未収運用受託報酬		2,131,544
未収投資助言報酬		268,863
未収収益		240,459
繰延税金資産		392,452
その他		37,555
	流動資産計	32,354,763
固定資産		
有形固定資産		
建物	1	200,557
車両運搬具	1	745
器具備品	1	246,491
無形固定資産		
商標権	1	54
ソフトウェア	1	1,688,242
ソフトウェア仮勘定		142,901
電話加入権		7,148
電信電話専用施設利用権	1	167
投資その他の資産		
投資有価証券		574,051
関係会社株式		2,316,596
繰延税金資産		600,727
差入保証金		771,427
その他		90,932
	固定資産計	6,640,044
資産合計		38,994,807

（単位：千円）

	第31期中間会計期間末 （平成27年9月30日現在）
（負債の部）	
流動負債	
預り金	956,031
未払金	2,105,195
未払収益分配金	44
未払償還金	49,873
未払手数料	1,770,062
その他未払金	285,213
未払費用	1,927,420
未払法人税等	1,486,583
未払消費税等	289,515
賞与引当金	724,368
その他	20,000
流動負債計	7,509,114
固定負債	
退職給付引当金	920,913
役員退職慰労引当金	137,750
固定負債計	1,058,663
負債合計	8,567,778
（純資産の部）	
株主資本	
資本金	2,000,000
資本剰余金	2,428,478
資本準備金	2,428,478
利益剰余金	25,771,823
利益準備金	123,293
その他利益剰余金	
別途積立金	22,030,000
研究開発積立金	300,000
運用責任準備積立金	200,000
繰越利益剰余金	3,118,530
株主資本計	30,200,301
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	226,727
評価・換算差額等計	226,727
純資産合計	30,427,029
負債・純資産合計	38,994,807

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	第31期中間会計期間 (自平成27年4月1日至平成27年9月30日)	
営業収益		
委託者報酬	15,465,477	
運用受託報酬	3,695,539	
投資助言報酬	510,549	
その他営業収益	383,893	
	営業収益計	20,055,459
営業費用		
支払手数料	6,672,717	
広告宣伝費	217,738	
公告費	129	
調査費	3,678,769	
調査費	2,272,268	
委託調査費	1,406,500	
委託計算費	207,057	
営業雑経費	280,193	
通信費	17,208	
印刷費	226,482	
協会費	11,849	
諸会費	17	
支払販売手数料	24,635	
	営業費用計	11,056,605
一般管理費		
給料	2,351,238	
役員報酬	121,094	
給料・手当	2,230,144	
交際費	19,774	
寄付金	2,156	
旅費交通費	119,653	
租税公課	94,838	
不動産賃借料	363,395	
退職給付費用	114,178	
固定資産減価償却費	1 362,235	
福利厚生費	10,385	
修繕費	30,844	
賞与引当金繰入額	724,368	
役員退職慰労引当金繰入額	27,285	
機器リース料	76	
事務委託費	137,814	
事務用消耗品費	33,473	
器具備品費	14,115	
諸経費	84,703	
	一般管理費計	4,490,538
営業利益		4,508,315

（単位：千円）

	第31期中間会計期間 （自平成27年4月1日至平成27年9月30日）	
営業外収益		
受取配当金	8,323	
受取利息	1,015	
雑収入	5,491	
		営業外収益計 14,830
営業外費用		
為替差損	3,664	
金銭の信託運用損	166,406	
		営業外費用計 170,070
経常利益		4,353,076
特別損失		
固定資産除却損	182	
固定資産売却損	2,654	
ゴルフ会員権評価損	3,806	
		特別損失計 6,642
税引前中間純利益		4,346,433
法人税、住民税及び事業税		1,434,006
法人税等調整額		14,388
法人税等合計		1,448,394
中間純利益		2,898,038

(3) 中間株主資本等変動計算書

第31期中間会計期間（自平成27年4月1日至平成27年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				利益剰余金 合計	
		資本準備金	利益 準備金	その他利益剰余金					
				別途積立金	研究開発 積立金	運用責 任準備 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,000	2,428,478	123,293	19,480,000	300,000	200,000	5,314,491	25,417,784	29,846,262
当中間期変動額									
剰余金の配当							2,544,000	2,544,000	2,544,000
別途積立金の 積立				2,550,000			2,550,000	-	-
中間純利益							2,898,038	2,898,038	2,898,038
株主資本以外 の項目の当中 間期変動額 (純額)									
当中間期変動額 合計	-	-	-	2,550,000	-	-	2,195,961	354,038	354,038
当中間期末残高	2,000,000	2,428,478	123,293	22,030,000	300,000	200,000	3,118,530	25,771,823	30,200,301

	評価・換算差額等	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	252,905	30,099,168
当中間期変動額		
剰余金の配当		2,544,000
別途積立金の 積立		-
中間純利益		2,898,038
株主資本以外 の項目の当中 間期変動額 (純額)	26,178	26,178
当中間期変動額 合計	26,178	327,860
当中間期末残高	226,727	30,427,029

重要な会計方針

項目	第31期中間会計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法 (2)その他有価証券 時価のあるもの：中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの：移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法
4. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産：定率法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 … 6～18年 車両運搬具 … 6年 器具備品 … 3～20年 (2)無形固定資産：定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
5. 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金：一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2)賞与引当金：従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来支給見込額を計上しております。 (3)退職給付引当金：従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌会計期間から費用処理 過去勤務費用：発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理 (4)役員退職慰労引当金：役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく中間会計期間末要支給額を計上しております。
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
7. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理：消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

追加情報

第31期中間会計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
<p>当社は、平成27年9月30日開催の取締役会の決議に基づき、みずほ信託銀行株式会社(以下「TB」)の資産運用部門、みずほ投信投資顧問株式会社(以下「MHAM」)、及び新光投信株式会社(以下「新光投信」)の機能統合に向けた具体的な準備を開始すべく、同日付で当社、TB、MHAM及び新光投信の間で「統合基本合意書」を締結いたしました。今後、統合に必要な各社の取締役会決議及び株主総会決議、国内外の関係当局への届出、許認可の取得等を前提として、平成28年度上期中の統合を予定しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	第31期中間会計期間末 (平成27年9月30日現在)																		
1. 固定資産の減価償却累計額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">建物</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">...</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">596,463千円</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td style="text-align: center;">...</td> <td style="text-align: right;">4,178千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: center;">...</td> <td style="text-align: right;">499,246千円</td> </tr> <tr> <td>商標権</td> <td style="text-align: center;">...</td> <td style="text-align: right;">883千円</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td style="text-align: center;">...</td> <td style="text-align: right;">2,309,177千円</td> </tr> <tr> <td>電信電話専用施設利用権</td> <td style="text-align: center;">...</td> <td style="text-align: right;">1,429千円</td> </tr> </table>	建物	...	596,463千円	車両運搬具	...	4,178千円	器具備品	...	499,246千円	商標権	...	883千円	ソフトウェア	...	2,309,177千円	電信電話専用施設利用権	...	1,429千円
建物	...	596,463千円																	
車両運搬具	...	4,178千円																	
器具備品	...	499,246千円																	
商標権	...	883千円																	
ソフトウェア	...	2,309,177千円																	
電信電話専用施設利用権	...	1,429千円																	

(中間損益計算書関係)

項目	第31期中間会計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)						
1. 減価償却実施額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">有形固定資産</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">...</td> <td style="width: 60%; text-align: right;">68,441千円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: center;">...</td> <td style="text-align: right;">293,794千円</td> </tr> </table>	有形固定資産	...	68,441千円	無形固定資産	...	293,794千円
有形固定資産	...	68,441千円					
無形固定資産	...	293,794千円					

(中間株主資本等変動計算書関係)

第31期中間会計期間(自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	24,000	-	-	24,000
合計	24,000	-	-	24,000

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,544,000	106,000	平成27年3月31日	平成27年6月30日

(金融商品関係)

第31期中間会計期間末（平成27年9月30日現在）

金融商品の時価等に関する事項

平成27年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	10,613,571	10,613,571	-
(2) 金銭の信託	14,000,363	14,000,363	-
(3) 投資有価証券 その他有価証券	493,805	493,805	-
資産計	25,107,739	25,107,739	-
(1) 未払法人税等	1,486,583	1,486,583	-
負債計	1,486,583	1,486,583	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負債

(1) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	80,246
関係会社株式	2,316,596
差入保証金	771,427

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

差入保証金は、本社オフィスの不動産賃貸契約に基づき差し入れた敷金等であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

（有価証券関係）

第31期中間会計期間末 （平成27年9月30日現在）			
1. 満期保有目的の債券 該当事項はありません。			
2. 子会社株式及び関連会社株式 関係会社株式（中間貸借対照表計上額2,316,596千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。			
3. その他有価証券			
区 分	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	477,924	146,101	331,822
債券	-	-	-
その他（投資信託）	15,880	13,000	2,880
小計	493,805	159,101	334,703
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他（投資信託）	-	-	-
小計	-	-	-
合計	493,805	159,101	334,703
（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額80,246千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。			

（金銭の信託関係）

第31期中間会計期間末 （平成27年9月30日現在）	
1. 満期保有目的の金銭の信託 該当事項はありません。	
2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外） 該当事項はありません。	

（セグメント情報等）

第31期中間会計期間（自平成27年4月1日 至平成27年9月30日）

1. セグメント情報

当社は、投資信託及び投資顧問を主とした資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

2．関連情報

(1) サービスごとの情報

	投資信託 (千円)	投資顧問 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)
営業収益	15,465,477	4,206,088	383,893	20,055,459

(注) 一般企業の売上高に代えて、営業収益を記載しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で中間損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

第31期中間会計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)		
1株当たり純資産額	1,267,792円	89銭
1株当たり中間純利益金額	120,751円	62銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載して おりません。		

(注) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第31期中間会計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
中間純利益	2,898,038千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	2,898,038千円
期中平均株式数	24,000株

（重要な後発事象）

第31期中間会計期間
（自平成27年4月1日 至平成27年9月30日）

当社は、平成27年9月25日開催の取締役会において、子会社であるDIAM International Ltdの増資引受を決議いたしました。

1．増資引受の理由

子会社の財務基盤強化のため。

2．子会社の概要

商号 : DIAM International Ltd

主な事業内容 : 資産運用業

増資前の資本金 : 4,000千ポンド

当社出資比率 : 100%

3．増資の概要

金額 : 5,000千ポンド

増資後の資本金 : 9,000千ポンド

払込日 : 平成27年10月5日

増資後の当社出資比率 : 100%

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3) (4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更等

平成25年4月1日付で、定款について次の変更をいたしました。

- ・公告の方法の変更（電子公告（ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。）に変更）

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

a. 名称

みずほ信託銀行株式会社

b. 資本金の額

平成27年3月末日現在 247,369百万円

c. 事業の内容

日本において銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の「販売会社一覧表」の通りです。

名 称	資本金の額 (単位:百万円)	事 業 の 内 容
株式会社静岡銀行	90,845	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社滋賀銀行(1)	33,076	日本において銀行業務を営んでおります。
池田泉州TT証券株式会社	1,250	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
常陽証券株式会社	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
高木証券株式会社	11,069	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
マネックス証券株式会社	12,200	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

(注) 資本金の額は平成27年3月末日現在

(1) <為替ヘッジあり>の取扱いはありません。

2【関係業務の概要】

「受託会社」は、以下の業務を行います。

- (1) 委託会社の指図に基づく信託財産の管理、保管、処分
- (2) 信託財産の計算
- (3) 信託財産に関する報告書の作成
- (4) その他上記に付帯する業務

「販売会社」は、以下の業務を行います。

- (1) 募集の取扱いおよび販売
- (2) 追加設定の申込事務
- (3) 信託契約の一部解約事務
- (4) 受益者に対する収益分配金、一部解約金および償還金の支払い
- (5) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (6) 受益者に対する投資信託説明書(目論見書)および運用報告書の交付
- (7) その他上記に付帯する業務

3【資本関係】

委託会社と上記関係法人間に資本関係はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙等にロゴ・マークや図案を使用し、ファンドの基本的性格を記載することがあります。また目論見書には「目論見書の使用開始日」、「委託会社の金融商品取引業者登録番号」、「金融商品取引法の規定に基づく目論見書である旨」、「投資信託の取引はクーリングオフ適用外である旨」、「請求目論見書の内容やその照会先と請求方法」、「信託財産の管理方法」、「投資信託運用による損益は全て投資家に帰属する旨」、「投資信託の元本は保証されていない旨」等を記載することがあります。
- (2) 目論見書には有価証券届出書の第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の主要内容を要約し記載することがあります。第二部「ファンド情報」第1 ファンドの状況 5 運用状況には、参考情報として 基準価額・純資産の推移 分配の推移 主要な資産の状況 年間収益率の推移等（ベンチマークを含む）を記載することがあります。（表示されるデータは適宜更新されます。）
- (3) 請求目論見書の巻末に用語説明を掲載する場合があります。
なお、請求目論見書の巻末に信託約款を掲載し参照することで、有価証券届出書の内容の記載とすることがあります。
- (4) ファンドの特色やリスク等について投資者に開示すべき情報のあるファンドは、交付目論見書に「追加的記載事項」と明記して当該情報の内容等を有価証券届出書の記載に従い記載することがあります。
- (5) 交付目論見書の「お申込みメモ」に以下の内容を記載することがあります。
基準価額は、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
もしくは、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の欄をご参照ください。
<為替ヘッジあり>：（当ファンドの略称：米株戦略為有）
<為替ヘッジなし>：（当ファンドの略称：米株戦略為無）

独立監査人の監査報告書

平成27年6月5日

D I A Mアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山内 正彦 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山野 浩 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているD I A Mアセットマネジメント株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A Mアセットマネジメント株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成28年3月23日

D I A Mアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

P w C あらた監査法人

指定社員 公認会計士 佐々木 貴司 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 鶴 田 光夫 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジあり>の平成27年8月4日から平成28年2月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジあり>の平成28年2月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

D I A Mアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年3月23日

D I A Mアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

P w C あらた監査法人

指定社員 公認会計士 佐々木 貴司 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 鶴 田 光夫 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジなし>の平成27年8月4日から平成28年2月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジなし>の平成28年2月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

D I A Mアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年11月25日

D I A Mアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山内 正彦 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山野 浩 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているD I A Mアセットマネジメント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第31期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、D I A Mアセットマネジメント株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注1）上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）X B R Lデータは中間監査の対象には含まれておりません。